

共産党要望項目一覧

平成25年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
【1】雇用・経済政策	
<p>(1) デフレ経済対策</p> <p>① 1997年を100とすると、大企業の経常利益は163まで増えたが雇用者報酬は88と減少し、デフレ不況の最大の原因は労働者所得が減り続けていることにある。安倍内閣の「大胆な金融政策」、機動的な財政政策」、また建設国債を財源とする「民間投資を喚起する成長戦略」では、財政を悪化させ持続可能な経済成長の保障とならない。国民や労働者の懐を温める経済政策への転換を求めること。</p>	<p>国民所得の向上に向けてはデフレ経済からの早期脱却が不可欠であることから、現政権が取り組まれる、大胆な金融緩和によるインフレ誘導と機動的な財政運営による需要創出、更には、民間投資を喚起する成長戦略の実施などの経済対策の実行が必要である。このため、県も、地方の新たな需要創出のための経済・雇用対策特別交付金（仮称）の創設など地域の実情に見合った経済対策を国に要望したところである。</p>
<p>② 県経済と県民の懐に大打撃を与える消費税10%への大増税中止を求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、社会保障・税一体改革関連法の撤廃を求めるつもりはない。</p> <p>ただし、消費税率の引上げの実施に当たっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずることが必要である。</p> <p>また、今後の社会保障制度改革に当たっては、企画立案段階から国と地方の緊密な連携・協力が不可欠であることから、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の意見を十分反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において引き続き議論していくことを求めている。</p>
<p>③ リストラ・ストップの明確な意思表示を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画中の大手電機産業等13万人のリストラをストップさせるよう政府に求めること。 	<p>個別企業の雇用維持については、国に要望するものではないと認識している。厳しい経済雇用情勢から脱却するためには、緊急の経済雇用対策とともに、新たな需要の創出など中長期の経済再生・成長の2段階の政策を同時平行で実施していくことが必要であり、1月の国要望望において、経済の再生と成長、雇用の回復と創造に向けた提案を行ったところである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約法に解雇規制が盛り込まれているが、労働者は負担の大きい民法上の裁判が必要であり、行政は啓発指導しかできない。裁判判例である「整理解雇4要件」を法律に書き込み、解雇・退職・転勤強要を許さず、解雇を明確に行政指導できる解雇規制法制定を求めること。 	<p>解雇規制については、労働契約法のほか、男女雇用機会均等法等の個別法でも解雇の制限をしているところであり、法律の制定について要望することは考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な人員削減の計画段階（希望退職・配置転換の計画なども含めて）からの届出、労働者との協議・合意、自治体との協議、面談の立会、合理的理由の明示、解雇の事前通告等を義務付けるリストラア・セスメント法の制定を求めること。 	<p>30人以上の人員削減に際しては、雇用対策法において再就職援助計画の作成等が義務づけられているところであり、法律の制定について要望することは考えていない。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>(2) 2月末で、富士電機が海外移転するため、100名規模の鳥取電機製造が廃業する。同企業も含め関連企業の実態調査を行い、雇用維持や関連企業の営業維持のための手立てをとること。</p>	<p>富士電機(株)の事業再編により、鳥取電機製造(株)は平成25年2月末に閉鎖予定であり、県内の企業の約30社と主な取引があることから、今後、企業訪問を行い業況等を把握する。</p> <p>鳥取電機製造(株)の閉鎖による事業縮小・人員削減の影響があった企業に対しては、県内主要製造業再生支援事業により、企業再生を支援していくとともに、鳥取電機製造(株)の従業員約60名及び関連企業で再就職を希望する者については、ハローワーク及び産業雇用センターと連携・協力しながら、労働移動緊急対策事業により、再就職を支援していく。</p> <p>【11月補正、当初予算】労働移動緊急対策事業 150,000千円</p> <p>【11月補正制度改正】県内主要製造業再生支援事業</p>
<p>(3) 青年の就職支援</p> <p>①高卒未就職者(既卒3年まで)は、これまでつながりがあった学校や先生が頼りである。学校に、担当者も配置した相談窓口を設置し、定期的に連絡をとるなどの親身な相談活動を行えるようにし、就職支援制度・職業訓練制度を全員に周知するようにすること。</p>	<p>従来から各学校の進路指導室に就職相談窓口を置いており、相談のために来校した卒業生に対しては、各学校に配置している就職支援相談員、ハローワークの学卒ジョブサポーター、若者仕事ぶらざの若年者就業支援員らが相互に連携をとり、支援している。</p> <p>また、この支援のなかで、就職に係る各種制度についても紹介している。</p>
<p>②高等技術専門学校が東部にはないため、中部・西部の高等技術学校に通うための交通費支援を行うこと。</p>	<p>高等学校においても交通費支援はしていないこと、加えて高等技術専門校も、学割の適用があることから、これを活用されたい。</p>
<p>③県内で青年が就職活動するための就活交通パスポート(交通費助成)を発行すること。</p>	<p>基本的に、個々人の就職活動に関する交通費に公的支援はなじまないと考えており、青年に限らず、県内での就職活動に要する交通費の助成は考えていない。</p>
<p>④若者支援を行う若者しごとぶらざに併設されている「若者サポートステーション」は、鳥取から米子にも拡大されることになったが、倉吉にも創設し、職員が増員できるよう委託料を増額すること。</p>	<p>これまで全県を所管する「とっとり若者サポートステーション」を鳥取市に設置し、中・西部地区については出張相談(週1回)で対応してきたが、25年度は新たに西部地区を所管する「よなご若者サポートステーション」を設置予定である。中部地区については、出張相談の回数や相談対応者を増やすなど支援体制を強化することとしている。倉吉への設置については今後の相談状況等を見た上で必要があれば検討したい。</p> <p>・若年者就業支援事業 78,827千円</p>
<p>(4) 労働者を使い捨てる労働者派遣法の抜本改正(製造業派遣や日雇い派遣の禁止、登録型派遣は専門業務に厳しく限定する)を求めること。</p>	<p>労働者派遣法改正法は、平成24年10月1日から施行されたところであり、まずは国の検証を注視することとし、法律の改正要望することは考えていない。</p>
<p>(5) ヨーロッパのように労基法で残業時間の上限を設け、当面大臣告示の「残業年360時間以内」を法制化し、残業割増料金の25%から50%へのアップ等によって、非人間的な長時間・過密労働を規制し、その分雇用拡大に振り向けるよう求めること。</p>	<p>長時間労働については、労働基準監督署が指導、監督しているところであり、時間外労働について労働基準法の改正や大臣告示の法制化をしなくても実効性が保たれていると考える。</p> <p>また、長時間・過密労働を解消しワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、国、県で労働時間の管理や仕事と生活の両立のための職場環境整備等についての助成や支援を行っている。</p> <p>雇用については、国の交付金による緊急雇用対策及び県の一万人雇用創造に全庁をあげて取り組むなど雇用拡大を図っている。</p>
<p>(6) 失業者の生活保障</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
①雇用保険の給付期間の延長、退職理由による給付の差別をなくすよう求めること。	雇用保険の給付期間は、離職日における年齢、雇用保険の被保険者期間及び離職理由などによって決定され、90日～360日の間でそれぞれ決められている。給付期間については、再就職のために必要な期間は確保されていると考えており、現在のところ、国に要望することは考えていない。 また、退職理由による給付の差について、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者などの特定理由離職者については一般の離職者に比べ手厚い給付となる場合があるが、この上乗せ部分をなくすことは適当ではないと考える。
②職業訓練期間の生活保障の県独自の上乗せを拡充し、「一回の遅刻証明をださなかったら生活費不支給」となるような理不尽な運用の改善をはかること。	「求職者支援制度」は熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度で、「職業訓練受講給付金」は従来の「緊急人材育成・就職支援基金」の「訓練・生活支援給付金」において不正受給があったことに鑑み、適正な受給のために設けられている受給条件であり、国において適正な運用が図られている。
③不足している離職者対応の県営住宅の戸数を倍加すること。雇用促進住宅の活用を国に求めること。	現在、離職者向けの住宅には、建替え等のため政策的に空き家としている県営住宅を提供しているが、離職者から入居希望があれば全て対応できており、戸数が不足している状況にはない。 雇用促進住宅については、解雇等に伴い現在の住居からの退去を余儀なくされるなどにより住居を失った求職者などは、空戸があった場合、特例的な入居条件により一時入居が可能とされており、厚生労働省では、問い合わせ先や空戸の情報をホームページで提供している。また、ハローワークは問い合わせや相談に対応することとしている。引き続き、状況をみながら対応していく。
④失業中に受けられる制度や各種料金の減免制度等を掲載したパンフレットを作成し、県・市町村窓口や雇用相談窓口での周知を徹底すること。	失業中に受けられる制度として、国の雇用保険制度、訓練・生活支援給付のほかにも社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度などがあり、既にパンフレットも作成されていることから、新たなパンフレットは作成せず、既存のパンフレットをミドル・シニア仕事ぶらざや若者仕事ぶらざに配架し、周知する。
⑤県も鳥取市のように、失業者の就職あっせんを委託でなく直接行うこと。それによって、実態や痛みがよくわかる。	県では、平成23年度から中高年者の就業支援を民間委託に変更し、県内3か所に「ミドル・シニア仕事ぶらざ」を設置した。県が直接行っていた平成22年度までに比べ、相談者数、就職者数も増加しており、民間に委託した効果があったと認識している。業務状況についても随時報告を受けており、実態把握にも役立っている。現在は、株式会社パソナと平成25年度まで委託契約を締結しており、その後も民間委託を継続することとしている。 ・中高年者就業支援事業 44,589千円
(7) 中小企業への支援とセットで最低賃金1000円以上の引上げを求めること。	最低賃金の引き上げに向けた中小企業支援として、国において、賃金引き上げを図るための取組等を行う場合や、労働能率の増進に資する設備の導入等への助成制度があり、活用されたい。 また、最低賃金は、労働局におかれる最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果などの各種資料を参考にしながら審議され、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業者の支払い能力」の3要素を考慮して労働局長が決定するものであり、その決定を尊重したい。
(8) 暮せる賃金を保障する公契約条例を制定し、公的仕	労働法制との整合性を図るためにも、国が法律によって制定すべきものと考えており、引き続き国

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
事から働く貧困層をなくすこと。	の動向を注視していく。
(9) 24年度で終了予定の環境にやさしい木の住まい助成を継続させ、県産材利用助成制度を残しながら、それ以外の小修繕も含めた住宅リフォーム助成制度の拡充をはかること。	<p>当初予算において、事業の継続を検討している。</p> <p>また、助成事業は環境対策等政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、全ての住宅リフォームについて助成をする考えはないが、現行の木の住まい助成において要件の緩和並びに補助対象の拡充を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい木の住まい助成事業 284,981千円
(10) 小規模工事希望者登録制度は、入札資格者以外も対象に認め、額を現状の50万円から、せめて100万円まで広げること。	<p>県庁舎における随意契約の対象となる修繕（予定価格50万円以下）及び小規模な工事（予定価格250万円以下）については、県の建設工事入札参加資格を有し、かつ格付のある工種については最も低い格付であるC級等の者を発注者として選定することで、小規模事業者への公平な受注機会の実施を行っているところである。</p> <p>なお、小規模な建設工事や修繕とはいえ、適正な履行確保のためには、建設工事入札参加資格を有している者を対象とすべきであり、現在の方式が適当と考える。</p>
(11) 中小企業の経営支援 ①消費税免税点を1000万から元の3000万に戻すよう求めること。	<p>消費税の免税点の引き下げは、適用上限額が長期間据え置かれ6割強の事業者が免税事業者となっていたこと等から、公平性や安定的な歳入構造の確保及び消費税に対する国民の信頼性・制度の透明性を向上させることが必要との政策判断に基づき、平成15年度税制改正で実施されたものと考ええる。</p> <p>国、地方の厳しい財政事情も踏まえれば、事業者免税点制度の適用上限を3000万円に戻すよう求めるつもりはない。</p> <p>免税点の引き上げで消費税の納税申告等が必要となった中小企業者には、商工団体で相談・指導等の対応を行っている。</p>
②3月打ち切り予定の中小企業金融円滑化法の延長と全業種への拡大を求めること。	<p>金融円滑化法の終了については、これまでも県内中小企業の資金繰りに影響が生じないように必要な要望や要請を行っている。</p> <p>なお、これらの要望等を受けて、金融庁は法の終了後も貸付条件の変更や円滑な資金供給に引き続き努めるとの大臣談話を11月に発表した。また、12月に県内の主要金融機関トップと知事との意見交換の場を持って、法の終了後においても引き続き県内企業の金融円滑化に努めるとの申し合わせを行った。</p> <p><要望状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24年7月要望 「中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策について」 ・H25年1月8日 知事が経済産業大臣に企業の金融円滑化等について面談要請
③「地域金融活性化条例」を制定し、銀行の地元中小零細業者への貢献度を評価・公表して、貸し渋りの是正、金融機関の地域貢献を高めること。	<p>金融機関の検査・監督は、国（金融庁）の専権事項であり、金融機関の地域貢献の状況についても、金融監督の一環として国が定める金融監督の指針に基づき、各金融機関がホームページ等で地域貢献の取組状況を公開しており、県として条例制定する考えはない。</p>
④制度金融は、銀行と保証協会の責任共有制度から全額保	全額保証協会が保証する制度融資は、現在の厳しい経済情勢を踏まえた業況悪化業種を対象とす

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
証協会保証にもどすこと。(実際には銀行サイドの判断で融資が受けられなかったとの声を聞く。)	<p>るセーフティネット保証や、小規模事業者を対象とする小口零細企業保証などを活用した制度を設けており、こうした制度を有効活用していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業自立サポート事業（中小企業小口融資）H25年度融資枠 20億円 （経営活力強化資金）H25年度融資枠 160億円
⑤鳥取県信用保証協会の経営安定関連保証強化出えん金、信用保証料負担軽減補助を継続すること。	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、信用保証協会が積極的に保証承諾を行うための出えんと、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助について当初予算による対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会出捐金 2,500千円 ・信用保証料負担軽減補助金 115,376千円
⑥小規模事業者等経営支援交付金を継続すると同時に、経営支援員を増員、資質向上のための内部研修や中小企業大学校等の専門機関での研修支援を充実すること。ネットワークコーディネーターの継続設置を。	<p>小規模事業者等経営支援交付金については、中小企業者支援等に支障が生じないように商工団体の人件費や事業費を予算措置するよう当初予算による対応を検討中。</p> <p>また、とっとり企業支援ネットワークについても、昨年6月補正で拡充した専任コーディネータ配置等の特別支援体制の継続を当初予算による対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等経営支援交付金 779,609千円 ・経営力強化緊急支援事業 44,600千円 ・とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業 48,412千円
⑦商工会連合会が行う「中国地域ビジネスマッチング事業」や経営診断士や経営支援マネージャーを育成する「人材育成強化」事業への支援を行うこと。	<p>中小企業者の経営力強化を図るため、商工団体の経営支援活動（販路開拓等の需要創出、企業間連携による新製品開発、共同受注等）の充実強化、中小企業診断士資格者の育成・増員に向けた支援制度の創設を当初予算による対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営力強化緊急支援事業 44,600千円
⑧工場の家賃などの固定費補助制度を創設すること。	<p>工場等、中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発などの取組を積極的に行う企業を奨励するものであり、固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>
⑨下請け振興法に定められた振興基準（下請け中小企業の適正な利益、労働条件の改善が可能となるよう協議決定）にもとづく取引実態の調査を行い、改善を図ること。特に、下請けとなる技術職の左官業の実態調査を行い、適正な労務単価が保障できる発注基準と下請けいじめをなくす制度を創設すること。	<p>下請取引適正化に関する事業を所管する国（公正取引委員会及び中小企業庁）におかれては、下請取引検査官を配置するなどして、下請法に係る相談対応や下請代金の減額や支払遅延といった下請法違反を調査し、取引の適正化を図っている。</p> <p>（公正取引委員会「下請取引検査官」、中小企業庁「下請代金検査官」）</p> <p>本県では、毎年実施する「公共工事労務費調査」により、公共工事に従事する労働者の賃金を職種別に調査し、市場実態を勘案した単価設定としているが、実態と乖離のある単価等があれば、別途特別調査を実施することで各種単価の適正化を図っていく。</p> <p>また、下請けいじめについては、鳥取県建設工事施工体制調査や下請取引等点検調査等により、下請取引の適正化に向けた取り組みを行っているが、今後も引き続き、元請下請関係の適正化に努める。</p>
<p>(12) 建築業の維持・発展</p> <p>①鳥取県では、近代和風建築などの修理のできる職人はまだ存在しているが、これらの職人を使える経営者や監理</p>	<p>本県では、建物全体に近代和風建築などの伝統技術を用いた県有施設は事例がないが、一部県営住宅建替工事等の内装工事に伝統技術を用いることは以前から行っている。</p> <p>これら内装工事の施工については、部分的で小規模な工事であることから、自社施工の発注にそぐ</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>者・監督員がいなくなっている。建築技術の継承がの観点から、公共建築物は大手ハウスメーカーではなく、自社施工ができる会社に発注すること。現場での仕事の保障と県民が日常生活で技術を体感することで技術の継承につながる。</p>	<p>わないため、単独では発注していない。 ただし、元請が雇用する一定の資格を有する技術者が監理・監督を行い品質を確保している。</p>
<p>②技術者をもつ県建築連合会とも連携して、技術者集団の養成に力を入れること。日本の技能士の資格を国際的に通用できるような仕組みの検討を国にはたらきかけること。</p>	<p>大工、左官、建具等の伝統的技能を有する団体等による後継者育成、技術の継承等の取り組みについては引き続き支援する。 技能士を国際的に通用できるような仕組みの検討については、まずは県内技能士の意見を県内技能士の代表が集まる技能士重用懇談会等で伺うとともに、県技能士会連合会を通じて全国組織である全国技能士会連合会とお話しをさせていただくなどして検討を進めながら、必要に応じて国への要望については考えていきたい。 ・伝統建築技能者団体支援事業 4, 100千円</p>
<p>③認定訓練校の訓練生補助は、訓練生3人からでも受けられるよう要件を緩和すること。あるいは県独自の支援制度を創設すること。(現在訓練生5人以上で補助金が国・県から支給されるが、在来軸組工法は、ハウスメーカーの進出で極端に減少し、ひとり親方は仕事がすくなく人を雇う余裕がなく訓練生が減少している。認定訓練校は親方が弟子を雇い、3年間訓練校に通わせ、卒業後親方の下で技術を磨き、一人前の棟梁になる。現在は訓練生が3人で補助対象の5人にみたないため、補助金が打ち切られる)</p>	<p>認定訓練校の補助について、訓練生が5人以上いる場合となっているが、5人を下回った場合でも3年間は猶予期間を認められるなど、要件を緩和されているところである。 来年度の状況は各校とも5名を上回り、問題が発生することはないと伺っているが、本県の実情に合わせさらなる要件緩和について国に要望する。 ・技能振興事業 51, 734千円</p>
<p>④中山間地では従来軸組工法が活用されているが、伝統的技術者の養成が必要である。しかし親方は弟子を雇う余裕がない。訓練生を通わせる親方には訓練生に対して一人5万円/月程度助成する制度を県独自で創設すること。</p>	<p>認定訓練校に通わせる場合、事業主の負担があると伺っており、現在入校に関する経費への10/10の支援を行っているところである。 伝統技術を継承する技能者の後継者育成は必要と考えており、さらなる後継者育成に必要な支援については、早急に関係団体から具体的なお話を伺いながら検討をしていきたい。</p>
<p>【2】農林水産業・TPP</p>	
<p>(1) 日本の主権を奪うTPP参加断固反対の意思表明し、二国間貿易協定であっても、各国の食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めること。義務でなく輸入機会の提供にすぎないミニマムアクセス米の輸入の中止を求めること。</p>	<p>中山間地域を多く抱え、小規模で生産性が低い農業者が多い本県では、TPPによる農業・農村への影響は甚大と考えられ、国に対しては国内農林業の再生・競争力強化・支援対策について財源も含めて明確に提示し、慎重に国民的議論を進めるように繰り返して要望しているところである。また、二国間貿易協定についても、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定し交渉することをこれまで要望してきた。ミニマムアクセス米は国際交渉の場で決定した事項であり、日本が国際ルールを無視して一方的に輸入中止を行うことは困難と思われることから、国に輸入中止を求めることは考えていない。</p>
<p>(2) 農業</p>	<p>本年1月8日には、農業予算の確保・拡充について国へ要望したところであり、平成25年度農林漁</p>

要望項目	左に対する対応方針等
①食料自給率50%達成に向けて、2000年度一般会計の7.1%から2012年度4.5%に半減している農業予算の抜本的拡充を求めること。	業に係る概算要求額は、対前年比約107%、2兆3千億円となっている。
②価格格保障を中心に、所得補償を組み合わせ、生産費コストをカバーする施策を行うよう求めること。	新政権においても、直接支払や野菜価格安定に係る事業については、これまでの制度が基本的に踏襲されており、現時点では施策要望を行う予定はない。
・現状の所得補償制度を後退させず、家族労働報酬の全額補償、農地の多面的機能の評価し、中山間地域等の地域性や品目の特性などに配慮した制度となるよう改善を求め、安定した制度とするため法制化を求めること。	平成25年度については、現行の農業者戸別所得補償制度の大幅な見直しはない見込みであるため、26年度に向けた制度見直しの状況を注視し、現行の支援内容から後退するような内容であれば改善を要望していきたい。また、法制化については、制度が安定しやすい一方で、小回りがきかなくなるため、現時点では要望することまでは考えていない。
・コメの生産調整は転作と一体でとりくめるよう、麦・大豆・飼料作物は現状の3万5千円から5万円に増額、米粉・飼料用米は8万円の助成をして、農家の耕作意欲を維持し、耕作放棄地を生まないようにすること。	交付単価の極端な増減は農家の経営計画策定に支障をきたすため、現行の交付水準を維持するよう、1月8日に国に要望したところである。
・有機農業への所得補償制度を確立するよう求めること。	国は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支払交付金を交付する環境保全型農業直接支援対策を平成23年度に創設し、エコファーマーをはじめ有機農業に対しても支援を行っている。
③コメ対策	
・米価は過去3年間の生産コストの平均を基準として販売価格との差額を補填する「不足払い制度」を創設し、上乗せして水田の多面的機能の評価した1~2万円/10aの所得補償を実施するよう求めること。県独自の不足払い制度を創設すること。	現行制度も過去7年中庸5年の生産費を基準に、過去3年の販売価格との差額を補てんする仕組みであり、考え方は提案内容と同様である。また、水田の多面的機能の維持と所得補償は別に考えるべきものであり、要望すべき内容があれば、それぞれの制度に対して要望していきたい。なお、国の支援制度がある中で、県独自の不足払い制度の創設は考えていない。
・加工米は、主食米なみに所得補償し、国産米での加工製品生産拡大を可能とすること。	加工用米に取り組む場合は、多収性品種を用いることで、収量増により主食用米との収入差をカバーするのが一般的で、主食用米と比較して単価が低いことはやむを得ないと考える。なお、戸別所得補償制度の中では2万円/10aの交付金が交付されており、JAにおいても実需者との契約がにあわせて作付推進をしているところである。
・コメの需給と価格の安定に政府が責任をもち、出口対策とセットで、余剰米発生の際には政府が買い入れをするよう求めること。播種前契約方式を見直し、買い入れ価格の増額で備蓄米100万トン以上の達成を目指すよう求めること。	国が米の生産数量目標を示し、需給調整に取り組んでいるところであり、米の消費が減少する中、抜本的な対策も考えにくいことから、当面、状況を注視し、現地に大きな影響を及ぼすような状況が見られた場合には、必要な要望をしていきたい。備蓄米については、主食用米と隔離する意味から播種前契約はやむを得ないと考えており、買入価格についても、平成24年産の平均落札価格が主食用米と比較して大きな遜色はないことから、県内でも推進を図っているところである。
・コメの先物取引は、かえって現物価格への悪影響が懸念されることから、試験上場はやめるよう求めること。	米の先物取引は、実際の取引量も少なく、現物価格への影響を及ぼすような状況ではない。今後、米の価格形成に悪影響を及ぼすような状況になれば、国に上場廃止を求めていきたい。
・若桜、岩美、智頭地区のライスセンターの米の品質を落	具体的な要望があった岩美町の共同乾燥調製施設については、当初予算による対応を検討中であ

要望項目	左に対する対応方針等
とさず、従来より短い時間で乾燥可能となるよう、機械の導入支援をすること。	<p>る。その他の地区については、具体的な要望があった段階で、事業計画、効果等から支援の必要性を適正に判断して対応したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用集出荷施設整備事業 51,171千円
・ライスセンターや選果場の単純施設更新のための県独自の支援制度を創設すること。機械本体を生かした保守・改造ができる事業も検討すること。	<p>共同利用施設については、国の事業の活用を基本に支援してきたところであり、今後も独自の制度を創設する考えはない。なお、既存の施設の有効活用は、最小限の経費での営農継続のためにも有効と考えており、1月8日にも機能向上等を要件としないメニューの新設を国に要望したところである。</p>
④鳥取県の特産物の梨は、現状の未収益期間対策の充実や、価格・所得保障制度の創設を求め、県制度の創設も検討すること。加入率引き上げのため、果樹共済掛金への恒常的な県の独自支援を行うこと。網掛け施設の更新時期がきており、低価格で有効に更新できるようにすること。	<p>自由民主党マニフェストでは、果樹の経営安定対策の拡充・強化が掲げてあり、動向を注視したい。県制度では、冷蔵庫保管、関東出荷及び貿易等により需給調整を行って梨の価格安定を図る「果実緊急価格安定対策事業」、平成27年度達成に向けて二十世紀梨の適熟出荷や新品種とのリレー出荷体制を整える間、市場価格が再生産価格を下回った場合に価格補てんする「鳥取二十世紀梨ブランドリバイバル事業」を当初予算において対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実緊急価格安定対策事業 15,000千円 ・鳥取二十世紀梨ブランドリバイバル事業 23,350千円 <p>果樹共済の掛金助成については、既に市町や出荷団体独自で行われており、農業共済組合の要請でも、掛金助成は市長会、町村会、県には経営安定対策や生産基盤の整備等と仕分けてあることから、恒常的な県の独自支援は考えていない。</p> <p>網掛け栽培が盛んな関東地方の事例を調べたところ、施工費を含めても県内の数分の1の価格で更新できる可能性があるかと判明した。そこで現在、事例研究のために生産者を含めた関係者と共に関東への現地視察を計画している。また、県外の低コスト網の耐久性等を検証するためのモデル実証を当初予算で検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新甘泉」生産強化モデル支援事業 20,534千円
⑤野菜価格安定制度は充実し、新たに加工・業務用野菜対策を確立すること。	<p>現行の価格安定制度においても、加工・業務用等の契約栽培に対して、価格等を補償する仕組みとなっており、当初予算で制度を継続するよう検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定対策事業 20,292千円
⑥自給率の低い麦・大豆の生産費と販売価格の差額補填交付金制度の復活を求めること。	<p>現行の農業者戸別所得補償制度では、麦、大豆の生産費と販売価格の差額を、交付金で補填する形で支援がなされているところであり、平成25年度において当該制度の大幅な制度見直しはない見込みであるため、当面は現行制度を活用することで対応したい。</p>
⑦畜産・酪農	
・加工原料乳の不足払い制度の復活（加工原料乳生産者補給金の充実）と、需要が見込めるチーズや生クリームにも対象を拡大するよう求めること。地産地消や学校給	<p>生乳再生産確保を目的とした加工原料乳生産やチーズ向け生乳生産に対する補てん制度は、来年度も引き続き実施される予定である。来年度も学校給食用牛乳の供給に対する国の助成は継続する予定である。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
食への牛乳制度の安定と供給数量拡大対策をとること。	
<ul style="list-style-type: none"> 肉用子牛補給金や牛・豚肉の価格・経営安定対策は、再生産可能な基準まで補填の引き上げを国に求めること。県支援を継続すること。 	<p>肉用牛農家や養豚農家の価格保証制度である肉用子牛価格安定対策制度、肉用牛肥育経営安定特別対策事業や養豚経営安定対策事業は有用な制度であると認識しており、国制度として次年度も引き続き事業が継続されることが予定されている。県としても造成基金の一部助成を継続する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用子牛価格安定事業 11,401千円 ・肉用牛肥育経営安定対策事業 67,910千円 ・肉豚経営安定対策事業 27,960千円
<ul style="list-style-type: none"> 畜産特別支援資金通事業へのJA負担分への上乗せ利子補助をすること。 	<p>負債の償還が困難な酪農・畜産経営の安定を図るためにJAの自助努力に協調した形の県の支援については今後検討したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 県内繁殖雌牛の改良・充実のための育種価算事業の継続した予算確保を。種牛性をもった鳥取独自の系統・保留支援事業支援の継続を。全共での好成績のため、全共2ヶ月前の24ヶ月齢出荷実証試験を行い、通常出荷と短期肥育試験による枝肉価格との差額補填を。 	<p>県内繁殖雌牛の改良のために、県内雌牛の能力を把握する育種価算出事業の委託、鳥取県独自の系統を保留するための支援を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県優良種雄牛造成事業 18,849千円 <p>また、第11回全国和牛能力共進会の肉牛の部で優秀な成績を収めるため、出品候補者による短期肥育の試験肥育を実施する必要があると認識している。第11回全国和牛能力共進会の交配種雄牛を決定する平成26年度以降実施できるよう検討したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 乳用牛の改良のため、雄雌判定費用助成、乳用牛の後継牛対策や預託・育成対策の支援を充実させること。 	<p>乳用牛の改良については、生産者が自主的に乳量の改善のために取り組んでいるところである。県としては、昨年度から「がんばる酪農支援事業（乳牛緊急増頭対策）」により後継牛確保支援を実施しており、来年度も実施する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばる酪農支援事業（乳牛緊急増頭事業） 31,700千円
<ul style="list-style-type: none"> 酪農ヘルパー事業の利用料軽減の充実、ヘルパー要員確保のため不安定な日給月給制度を改善するための支援を。 	<p>酪農ヘルパーの待遇としては日給月給ではなく、正規の雇用制度である。酪農ヘルパー制度については、平成25年度に終了する現行制度に代わる新たな酪農ヘルパー制度の構築を、県、関係団体、生産者で協議している。その結果を受けて、国に新たなヘルパー制度の要望や新規事業を検討したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 稲発酵粗飼料、飼料米、飼料作物は10円～15円/㌦。（トウモロコシの代替利用の負担増分）の助成をすること。 	<p>戸別所得補償制度を活用して飼料米の増産を図ってきたところであるが、利用促進のためにはトウモロコシとの価格差が課題であると認識しており、飼料米の利用促進対策として国に強く要望したい。ただし、価格差補てんは、稲作農家のコスト削減意欲が薄れることが危惧され、永続的な制度となりにくいため、県独自の価格差補てんについては考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 国産飼料増産のためのコントラクター育成事業の継続強化、給与実証事業の支援強化をすること。 	<p>コントラクター組織をより機動的なものとするために、建設業者等と連携したコントラクター組織の実証モデル事業を検討中である。飼料米の給与は、一部の畜種を除き定着しており、今後とも飼料米が飼料として有効活用されるように農家に働きかけたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代につなぐ酪農支援事業 2,000千円
<ul style="list-style-type: none"> 日本型畜産の里山・水田放牧を環境支払い制度の対象にするよう求めること。 	<p>里山・水田放牧についても環境支払い制度の対象となるよう国に要望する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 堆肥舎施設整備支援の継続と、堆肥の流通体制整備やバイオエネルギー利用対策支援措置を。豪雪のため利用が 	<p>耕種農家との連携により国のリース事業を活用して冬季でも活用可能な堆肥置き場（ストックヤー</p>

要望項目	左に対する対応方針等
できない場合の一時貯留施設が慢性的に不足しているため、施設建設費の一部補助を。	ド)の設置は可能である。その他、農協等が所有している堆肥施設を活用し、施設の利用推進を行うことで対応も可能であると思われるが、それでも簡易堆肥貯留施設が不足するとの要望がある場合には、予算化を検討したい。生産者でバイオエネルギー利用対策を希望される場合は、国のバイオマス活用事業といった事業で支援を考えたい。
・東京アンテナショップで鳥取和牛の販売を強化すること。	<p>県産食材の情報発信・販路開拓を強化するため、平成25年度から新たに、東京アンテナショップにおいて鳥取和牛などの高級食材を安価な価格で提供するフェアの開催を検討している。</p> <p>・鳥取県アンテナショップ機能強化事業（県産食材のアンテナ機能強化事業）3,200千円</p>
⑧地域の企業と連携した地域ブランドの確立や、加工施設整備支援の充実。6次産業化の支援を充実し、兼務と成っている6次産業支援の普及体制を強化すること。	<p>農林水産物の加工施設整備については、とっとり発！6次産業化総合支援事業、食品加工施設整備補助金などにより引き続き支援していく。</p> <p>また、6次産業化支援強化のため普及組織としては平成24年度から全普及所に総合支援班（担当）を配置した。引き続き活動や成果の把握を行いながら改善が必要であれば対応したい。</p> <p>・とっとり発！6次産業化総合支援事業 86,444千円</p> <p>・食品加工施設整備補助金 35,000千円</p>
⑨新規就農者育成	
・「新規就農者支援法」を制定し、研修・教育、農地確保・資金、販路、住宅など総合的な支援体制を整備するよう求めること。	新規就農者の支援については、総合的な支援が必要と認識しており、従来の認定就農者制度と青年就農給付金制度との整合性についても国へ整理するよう要望しているところ。国の新規就農総合支援事業も平成24年度に制度が創設されたところであり、関係機関の意見を聞きながら必要な要望をしていきたい。
・青年就農給付金事業は、十分な予算確保と、営農意欲がそがれる所得制限の緩和、親元就農の場合5年以内の経営委譲という要件の緩和、「大規模経営」が前提となる「人・農地プラン」との関係改善を改善して、希望する青年すべてが一定期間支援を受けられる制度に改善するよう求めること。	<p>青年就農給付金の十分な予算確保については国へ要望を行ってきた。所得制限については、就農初期の所得確保の観点から一定以上の所得制限はやむを得ないとする。同様に5年以内の経営移譲要件も就農初期の所得確保という制度の趣旨から妥当なものとする。新規就農者が将来にわたって農業を継続するためには、地域で認知されることが必要であり、地域での話し合いによる「人・農地プラン」に新規就農者として位置づけられることは大切であるとする。</p> <p>・新規就農者総合支援事業 428,046千円</p>
・60歳以上の定年退職者の就農支援を充実すること。	<p>65歳未満の新規就農者については、認定就農者として就農条件整備事業や就農応援交付金により支援することとしている。なお、すでに農業経営を行っている方については、認定農業者の認定を受けることにより、がんばる農家プラン支援事業により支援していきたい。また、認定就農者や認定農業者を目指さない方に対しては、魅力ある中山間特産物等育成支援事業により支援を行いたいと考えている。</p> <p>・新規就農者総合支援事業 428,046千円</p> <p>・みんなでやらいや農業支援事業 239,076千円</p> <p>・魅力ある中山間特産物等育成支援事業 10,000千円</p>
・働きながら農業が学べる講座を創設すること。	農業大学校の社会人を対象にした週2日の短期研修コースを利用していきたい。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>・情報発信、農業技術・経営等の研修、新規就農者交流、資金・農地確保などを行う、県・市・町、農業委員会、JAグループなどの専門プロジェクトチームを創設すること。</p>	<p>・研修事業費 7, 124千円</p> <p>現在、やらいや農林水産業プロジェクトの中に「やらいや新規就農PT」を設置（事務局：鳥取県農業農村担い手育成機構）し、農業会議、農協中央会、土地改良事業団連合会、農業農村担い手育成機構、県農林水産部次長・各課長を構成メンバーとして、農地や担い手対策について意見交換を行っている。その中で、新規就農施策等についても議論をしているところであり、今後、議論の結果を踏まえて、施策への反映を考えていきたい。</p>
<p>・担い手の計画的な育成拡大のため、JAの研修費、とりわけ指導員養成のための研修への支援を行うこと。</p>	<p>JAの指導員の養成について本来JA自身が行うべきであり、研修費の助成は考えていないが、指導員の技術向上については、必要に応じて研修を行っている。</p>
<p>⑩耕作放棄地対策として、「戦略づくり」をワンフロアで行えるよう、農業再生協議会を支援し、発展させること。</p>	<p>農業再生協議会における耕作放棄地対策については、平成23年度から県が事務局となって国の耕作放棄地再生利用交付金等の事業を進めている。</p>
<p>⑪営農範囲を図上で確認することとなっているが圃場図が入手できないためシュミレーションできない。情報管理システムを検討すること。</p>	<p>県では、農地の状況を情報システムにより把握できる、「鳥取県版水土里情報システム」を開発し、平成23年度から運用している。このシステムは、営農状況の把握に利用可能と考えているが、実際の利用場面において不具合や利用できない情報があれば、システム改良を検討したい</p>
<p>⑫鳥獣被害防止措置法の改正をふまえ、市町村計画に基づく取り組み拡大と支援強化を。イノシシや鹿も含めた対策を地区・集落でとる必要があり、要望がある獣進入防止柵がすべて設置できるだけの予算の確保を。</p>	<p>県としては技術普及、人材育成・確保等県全体に関わる取組を拡充し、市町村の被害防止計画に基づいて行う対策が円滑に進むよう、引き続き有効な支援を行いたい。当初予算についても市町村の要望に基づいて検討中である。</p> <p>また、鳥獣対策全般を強化するため、来年度組織改正において、全県の鳥獣対策の中核となる「鳥獣対策センター（仮称）」の設置を検討している。</p> <p>・鳥獣被害総合対策事業 152, 330千円</p>
<p>⑬2011年度税制改正で、すべての白色申告者に対する記帳・記録保存が義務づけられた。円滑な移行のため、農業者への記帳指導・支援できる体制を整えること。</p>	<p>税制改正への対応で、改めて国の果たすべき役割として必要な措置があれば要請する。</p>
<p>⑭地理的表示保護制度に必要な財政支援を。</p>	<p>地理的表示保護制度は、地域農産物のブランド構築及び輸出促進のための海外におけるブランド保護を目的として、平成24年3月に国が「地理的表示保護制度研究会」を立ち上げ、検討を開始したところである。県としても、県内生産者が活用しやすい制度となるよう、国の具体的な検討状況を注視していきたい。</p>
<p>⑮放射性物質の検査機器の整備や検査要員確保を。国の新たな基準を超えた農畜産物の加工品の流通防止を。直接被害や風評被害も含めた、国と電力会社による賠償制度の充実と確立を求めること。安全性が確認された農畜産物の消費促進と差別的取り扱いの指導を確立すること。</p>	<p>放射性物質の検査体制は衛生環境研究所に整備されており、仮に食品衛生法の基準を超過する恐れのある食品が流通していた場合は、衛生環境研究所等で速やかに検査を行い、必要に応じて回収命令などの措置を講じることとしている。</p> <p>一昨年の福島原発事故後の風評被害による全国的な牛肉消費低迷といった状況を二度と起こさないために、国が責任を持って流通業界を指導したり、風評被害が起こった場合に、その全額を国が補償する制度を構築するように要望していきたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等															
⑩ J A の老朽化した小水力発電施設の修繕費等への支援を。	<p>固定価格買取制度を活用するため、JA 等が小水力発電所の発電機を更新するための調査経費については、その一部を支援する制度をすでに創設しているので活用いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーシフト加速化事業（再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援）6, 0 0 0 千円 															
⑪ 消費者・都市市民の理解と協力を求める交流、試食販売の消費拡大の取り組み支援。牧場での食農教育と交流をすすめる「教育ファーム」「体験施設」「宿泊施設」への支援や、交流促進する生産者・団体・NPO・営農法人への運営支援。（コープ美敷牧場、共生の里ふなおか、空山牧場）	<p>都市と農山村との交流促進のために必要な体験施設などの整備については、国事業の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」で支援可能である。</p> <p>また、農林水産団体等が実施する都市部との交流会等の開催経費や試食販売などの消費拡大の取り組みに対しては、「おいしい鳥取PR推進事業（農産物等販路開拓支援事業）」で支援を行うこととしているので、運営に対してはこの事業を活用されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おいしい鳥取PR推進事業（農産物等販路開拓支援事業）1, 0 0 0 千円 															
⑫ 食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金の継続・増額を。	<p>食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金は、農林水産団体の営農指導等、本来の業務以外の食のみやこ鳥取県の推進に向けた農水産業団体の自主的な取り組みを促進するための事業を幅広く対象としており、平成25年度においても継続実施を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金 2 4, 0 0 0 千円 															
⑬ B S E 発生を防ぐため、国の責任で全頭検査を行い、自治体検査の財政支援を求めること。また県独自の全頭検査の継続を。20ヶ月超や危険部位の輸入制限を継続するよう求めること。食の安心安全を担保するため J A が取り組んでいる生産履歴記帳は手作業であり、効率性をあげるため、システム導入を支援すること。	<p>B S E の検査及び輸入制限に関する対応については、科学的な知見を基に食の安全・安心の観点から判断すべき事項であり、国の検討状況を見守るとともに、国民に対して十分な情報提供と説明責任が果たされるよう求めていく。また、肥育牛の安心・安全を確保するための生産履歴証明の記載は、食肉の安全を担保する生産者や J A の責務である。効率性をあげるためにパソコンを活用して実施している J A が大半であり、システム設置まで必要なものではない。</p> <p>なお、県独自の全頭検査については、当面継続して実施することとしている。</p>															
21 エコマークは使用期限がH26年3月末であり、新マークは、H26年6月末で、マーク使用の資材作成等の見通しが立たない。認定を受けた人は新マークの対象とすること。新マークの今後の展望を示すこと。	<p>平成26年7月以降のマーク使用については、今後、エコファーマーマークの使用者の意見を伺い、あわせて商標権を共有している関係都府県と調整を行いながら、商標権の有効期限の延長による継続使用の可否について検討していきたい。</p>															
22 「がんばる地域プラン支援事業」は、年度内の採択枠を増やし、優良な希望する計画が認可されるようにすること。	<p>がんばる地域プラン事業は、市町村や農協が中心となって、地域における話し合いにより、農業を核とした活性化策（プラン）を策定することとしている。採択枠については、本年度始まったところなので、2年目の申請状況をみた上で検討したい。</p> <table border="1" data-bbox="996 1209 1657 1457"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>H25年度予定 地区数</th> <th>H24年度採択数 (見込み含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>旧村地域</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>集落</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	H25年度予定 地区数	H24年度採択数 (見込み含む)	広域	1	1	市町村	2	2	旧村地域	2	2	集落	5	1
地域区分	H25年度予定 地区数	H24年度採択数 (見込み含む)														
広域	1	1														
市町村	2	2														
旧村地域	2	2														
集落	5	1														

要望項目	左に対する対応方針等
	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなでやらいや農業支援事業 239,076千円 (うち がんばる地域プラン事業 88,234千円)
<p>23 県農業会議の、農業委員会活動強化対策費、農業会議運営・活動費、農地制度実施円滑化事業、新規農業者早期育成支援事業（相談員2名体制を含む）の継続支援を行うこと。</p>	<p>県農業会議関係事業については、平成24年度と同程度の支援を当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会活動強化対策費 8,674千円 ・農業会議運営・活動費 2,565千円 ・農地制度実施円滑化事業 10,675千円 ・新規就業者早期育成支援事業 78,209千円
<p>24 土地改良区等運営指導事業費支援、管理指導センター運営費及び換地センター運営費支援による事業は、土地改良施設の老朽化が進み、施設の長寿命化をはかる重要性がましているが、都道府県の78%が50%支援の中で鳥取県は25%にとどまっている。県負担率を引き上げること。当面、昨年度の807.8万円から841.7万円へ増額すること。</p>	<p>土地改良区等運営指導事業支援などについては、当初予算において増額を検討中である。ただし、県負担率については、中国四国農政局管内の状況を勘案し、25%としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区基盤強化支援事業 8,417千円
<p>25 しっかり守る農林基盤交付金は、農林業生産基盤の小規模補修など農家ニーズに対応できる唯一の事業として定着している。更に施設の老朽化が進む中で今後早急に維持・補修等を行う必要があることから、前年度額より増額すること。</p>	<p>しっかり守る農林基盤交付金は、平成26年度まで現在の予算規模を維持することとしている。事業主体である市町村は、優先順位付けにより予算の範囲内で計画的に執行していただきたい。予算の増額は、実績等を勘案し必要に応じて検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかり守る農林基盤交付金 185,000千円
<p>26 農業体質強化基盤整備促進事業、農地・水保全管理支払交付金は、対象者の要望も強く、前年度からの増額を行うこと。</p>	<p>農業体質強化基盤整備促進事業は、本年度補正予算と平成25年度予算において要望のあった全ての地区の必要額を予算要求している。平成25年度も追加予算が必要な場合は補正予算などの方法により対応したい。（本事業は平成25年度から農業基盤整備促進事業に制度改正）</p> <p>農地・水保全管理支払交付金については、現時点において要望のあった全ての地区において必要な予算額を確保して予算要求をしている。現時点では、不足額は発生していないことから、今後さらに追加要望地区が発生した場合においては、補正予算などの方法により速やかに対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・水保全管理支払交付金 190,637千円
<p>27 食料品や農産物は消費税ゼロとするよう求めること。</p>	<p>教育、医療、福祉分野など、一定の政策的な配慮が必要なものについては消費税が非課税とされているところであるが、消費税を含む税体系の制度設計については、国全体としての大局的な施策及び財政構造改革を踏まえた議論が必要であり、また、現在、消費税率の引上げに際しての低所得者対策の一環として軽減税率の導入等についても検討が行われているところでもあり、今後の国の議</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	論を注視したい。
(3) 森林・林業	
①森林施業の大前提となる森林境界の明確化を一層促進すること。	<p>鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業及び森林整備のための地域活動支援交付金により、簡便な手法による森林の境界明確化に取り組む森林組合等を支援しているところ。</p> <p>今後とも、市町村に対して、地籍調査の実施や山村境界基本調査の活用を促していくことに加え、上記の事業により森林境界の明確化の取組を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（森林境界の明確化事業） 4 2, 5 4 2 千円 ・森林整備のための地域活動支援交付金 5 1, 9 6 2 千円
②森林所有者と素材生産者、製材業者、大工・工務店、機械製造開発業者との連携の循環システムを構築すること。また流通体制までの一貫した体制整備支援のためのモデル事業に支援すること。	<p>これまで、随時テーマを設けながら、木材に関係する異業種間の意見交換会等を開催してきた経緯があり、今後、この意見交換会において、業種を超えた連携システムの構築について、関係者と協議してみたい。</p> <p>鳥取県森林組合連合会を中心に、県産材原木の供給者と需要者のマッチングによる、生産から販売までの一貫した県産材の流通システムの検討が行われており、モデル的に実証も行われている。県としてもこの検討に参画しつつ、23年度から26年度まで、この取組に対して支援することとしている。</p>
③路網整備は、生態系や環境保全に配慮した技術開発を地元業者との連携で行い、地域と地形ににあった整備を行うこと（従来の緑の産業再生プロジェクト事業の作業道は林業専用道と森林作業道の2種類しかなく地形に合致した作業道の開設ができない）。	<p>現在、作業道等の路網は、森林組合が中心となって整備しており、地元業者と連携しながら地域と地形にあった整備が実施されていると認識している。</p> <p>一方で、本年度から幅員3m以下の基幹作業道が緑の産業再生プロジェクト事業の支援の対象から除外されたため地形に即した路網の整備がしづらくなっているとの声も伺っているが、国に協議を行えば林業専用道の規格構造の変更も可能であることから、県としては幅員3m以下の路網整備が必要な場合は、まずは国に協議を行って、3mの林業専用道として整備していくこととしたい。</p>
④災害に強い道づくりとなる災害復旧事業の制度化をすること。	<p>昨年の台風12号災害を受けて、作業道の災害復旧制度の創設を国に要望したところ、「今後、実態等を把握し、災害復旧支援策については検討したい。」との回答であり、県で補正対応を行ったところである。</p> <p>県としては、災害復旧制度の制度化について引き続き国に要望していくとともに、甚大な被害が生じた場合には、その都度対応していきたいと考えている。</p>
⑤間伐促進のための、間伐材搬出支援事業は3800円/㎡から3,500円に減額することなく継続実施すること。	<p>県産材の搬出支援については、森林組合、素材生産業者等を対象に行った実態調査では間伐材搬出促進事業により引き続き支援が必要な状況にあると考えている。一方で、各事業体の低コスト化に向けた取組の成果も着実に現れてきており、県としては当初予算において、補助単価を見直した上で引き続き支援を行うよう検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出促進事業 5 8 8, 0 0 0 千円
⑥高性能林業機械・搬出運搬機械の導入・普及のため予算	林業機械の導入支援については、従来から行っている高性能林業機械に加え、間伐箇所が奥地化する

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
措置すること。	<p>るなど今まで以上に搬出運搬機械の効率化が必要となってきた状況から、機械支援の対象にトラックを追加することを当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト林業の推進（鳥取県林業再生事業(低コスト林業機械支援)） 1 4 5, 1 5 4千円
⑦個人住宅や公共土木工事や公共建築物への地域材利用を一層促進するための手立てをとること。	<p>県が発注する公共土木工事や公共建築物については、平成23年9月に策定した「第二次鳥取県産材利用推進指針」において、原則県産材を使用することと定めており、これに基づいて県産材利用に取り組んでいる。また、個人住宅及び市町村、民間事業者が建築する公共建築物については、国の補助事業を活用しながら建設費に対する助成を行っており、官民併せて県産材利用を推進している。</p>
⑧木造の設計・建築技術者の育成や開発・普及に取り組むこと。	<p>平成21年度より県と関係団体が連携して、本県の気候・風土等に適し、県産材を多用した鳥取県型環境配慮住宅（鳥取エコハウス）の開発に取り組んでおり、この取り組みにおいて木造住宅の開発・普及に県内工務店・建築家が参加できる仕組みを構築した。引き続き、同協議会と連携して当該仕組みを活用した技術者の育成に取り組んでいく。</p>
⑨再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を活用した、木質バイオマス発電、木質ペレットを普及すること。	<p>木質バイオマス発電所の導入にあたっては、燃料の安定確保が最も重要な課題であるため、県としては発電事業者の計画概要が明確になったものから、燃料供給側との協議の場を設置するなど支援体制を強化しながら発電所の実現に取り組んでいきたい。なお、バイオマス発電事業者への支援については、国の補正予算（経済対策）に盛り込まれており、この予算を活用した支援事業を当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス発電等推進事業 2, 8 0 0, 0 0 0千円
⑩2012年度で終了予定のJ-VERの継続を。	<p>森林J-VERに係る取り組みは引き続き推進すべきと考えており、関連事業の継続について平成25年度当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林J-VER推進事業 4, 7 9 7千円
⑪総合事務所再編によって林業振興が後退しないようにすること。	<p>今回の総合事務所見直しでは、林業普及業務を東部圏域では東部（鳥取）から八頭に移管・集約し、より一層効果的、効率的な体制とすることで、さらに林業振興を図る体制とする考えである。</p>
⑫森林病獣害対策を拡充すること。	<p>松くい虫及びナラ枯れ対策については、引き続き県と市町村が役割を分担した上で、総合的な対策に取り組んでいきたいと考えており、関連事業の継続について当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫等防除事業 1 0 2, 4 4 4千円 ・ナラ枯れ対策事業 1 9, 4 8 2千円 <p>また、鳥獣害防止のための緩衝帯整備等を内容とする従来の単県事業の継続について当初予算で検討しているところであり、集落周辺における鳥獣被害の防止活動等、総合的な里山対策として国が新規創設を予定している交付金も活用していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落型里山林整備事業 3, 0 2 4千円
⑬再造林できる原木価格を保障する施策を創設すること。	<p>スギ・ヒノキ人工林における現在の偏った齢級構成の平準化を図るため、再造林の推進は必要と考えており、低コストで収益の上がる施業体系を確立し、皆伐の推進体制を整備する事業を当初予算で検討しているところであり、原木価格を保障する施策の創設については考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑭「緑の雇用事業」の充実を求め、同事業を補完する鳥取県暮らし農林水産業サポート事業の継続と指導体制の充実を。特に3年目研修の充実を。	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト林業の推進（皆伐推進モデル事業）1,436千円 <p>新規就労者に対するOJT研修に必要な経費を林業事業体に助成するとともに、支援期間の延長及び定着率の向上のために林業体験研修を実施することとし、当初予算において検討している。</p> <p>なお、3年目研修については、2年目研修と内容的にもほぼ同様であり、実際の作業内でスキルアップが可能との判断から、県事業としての嵩上げ補助等は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業（鳥取県版緑の雇用支援事業）92,296千円
⑮鳥取県林業担い手育成財団は、林業労働者の研修や労働者の確保のための事業を行っているが、基金の運用益だけでは運営が苦しいため、別途支援をすること。	<p>担い手育成財団の事業の内、林業労働者福祉向上については、事業費と財団基本財産の運用益との不足分を、出捐割合に応じ県・市町村・森林組合等が補助金として充当しているところであり、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働者福祉向上推進事業 5,635千円
⑯地域の森林整備の中心的な役割を果たしている森林組合などの事業体の支援を強める。特に指導経費（技術者給、事務費、講師料、旅費等への支援）、林業労働者を受け入れる森林組合の雇用資金の負担軽減を図る。（借入利子補給制度の確立）	<p>新規就労者に対するOJT研修に必要な経費を林業事業体に助成するとともに、中堅労働者に対するリーダー養成研修、林業技術指導師養成等、林業技術の習得及び素材生産を低コストに行える人材の育成するための支援について当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業（鳥取県版緑の雇用支援事業）92,296千円 ・森林整備担い手育成対策事業 15,249千円 ・林業労働者福祉向上推進事業 5,635千円 ・林業労働力確保総合対策事業 1,599千円 ・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業・森林・林業人材育成加速化事業 87,044千円 <p>また、森林組合等事業体の雇用にかかる負担軽減については、木材産業等高度化推進資金（制度資金）により、素材生産等に必要な作業労賃等のための資金を低利で借りることが可能である。</p>
⑰木材乾燥機導入費助成を。（25機あるが1回の生産量は400立米と少ないため）	<p>県としては、乾燥材の供給量増加は必要と考えており、これまでも国の補助事業を活用して乾燥機導入経費に支援（補助率1/2）してきたが、製材業者の初期投資を軽減し、乾燥機導入を一層推進するため、県の上乗せ支援について当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（乾燥機導入）57,310千円
⑱県外における県産製材品需要拡大調査費助成を継続すること。	<p>県産材製品の県外への流通については、県外への出荷経費や商談経費、PR経費等、販路開拓に向けた取り組みに対して、これまでも支援してきており、今後も引き続き支援していくこととしている。</p>
(4) 漁業	
①漁業経営を安定させ、乱獲を防ぐためにも、資源管理型漁業をすすめ、政府の責任で漁価安定対策を強化するよう求めること。	<p>国の資源管理・漁業所得補償対策については、本県でも平成23年度から取り組んでおり、着実に参加者が増えている。</p> <p>（資源管理計画参加漁業経営体数：平成23年度 404、平成24年度 422<1月時点>）</p> <p>今後ともさらに充実するよう、必要に応じて国に働きかけていきたい。</p>
②買い叩きを規制するルールをつくり、魚価の下支えをあわせた漁業経営安定対策事業「積み立てプラス」の充実	<p>「積立ふらす」については、平成23年度に経営改善計画の作成が不要となり、漁業者負担の軽減等の加入要件の大幅な見直しが行われたことから加入者が飛躍的に増加した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
など、漁業者の所得対策を充実するよう求めること。	(積立ぶらす加入件数：平成21年度 28件、平成22年度 42件、平成23年度 334件) 今後とも、さらに充実するよう必要に応じて国に働きかけていきたい。
③時限立法化されている燃油の減免措置の恒久化を求めること。	軽油引取税の課税免税の特例及び漁業用A重油に対する石油石炭税の免税還付については、平成24年度に措置延長が講じられた。(漁業用軽油の免税措置：平成27年3月31日まで、漁業用国産A重油の還付措置及び輸入A重油の免税措置：平成26年3月31日まで延長)。今後とも免税措置の恒久化について、適宜、国に働きかけていきたい。
④2013年度から導入が検討されている新規漁業者就業者支援制度を希望者がうけやすいものにする事。	国の「漁業担い手確保・育成対策事業」については、これまでも実効性の上がる支援となるよう事業内容の拡充について国に要望を行ってきた。今後とも国の支援事業の実効性が上がるよう、国に働きかけていきたい。
【3】 社会保障・福祉	
(1)「税と社会保障の一体改革」は、消費税増税と社会保障の削減がセット行われる暮らし破壊の「改革」であり、中止を求めること。社会保障の財源は、暮らしと経済を破壊する消費税増税でなく、無駄遣いを一掃し、所得税・住民税の最高税率を50%から元の65%にもどすこと、「証券優遇税制」も10%からもとの20%にもどすこと、大企業法人税をもとの30%にもどすこと、また富裕税の創設を求め、これら累進課税の原則にもとづく税制を徹底する。かつ大企業の260兆円にも及ぶ内部留保を労働者の雇用や給与に還元する国民所得の増加で増やす対策によって、財源をつくるよう求めること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、社会保障・税一体改革関連法の撤廃を求めるつもりはない。 また、所得税、住民税、証券税制や法人課税など、消費税を含めた税体系の制度設計については、現在、国において議論されているところであり、国全体としての大局的な施策、財政構造改革や社会、経済、国際情勢等を踏まえた幅広い議論が必要であり、今後の国の議論を注視したい。
・「一体改革」で導入されようとしている、プライバシー侵害と情報漏えいの危険性がある「社会保障共通番号制」に反対すること。	社会保障共通番号制度は、住民の利便性の向上や業務の効率化、公平・公正な行政運営を実現していくための基盤となるものであり、国には個人情報漏洩等の問題が生じないようにしっかりとした制度設計をしていただきたいと考えている。
(2) 生活保護制度 生活保護基準切り下げは、保護受給者のみならず、最低賃金、住民税の非課税基準、就学援助や保育料、入院助産費用をはじめ国税・料と医療費の減免制度、公営住宅家賃の減免制度、住民税や固定資産税の減免制度など国民生活全体を支える各種制度に大きな影響を及ぼすものである。また、お笑い芸人の親族の受給を、あたかも不正受給しているかのように国会質問で攻撃し、『実質	生活保護制度については、必要な人に必要な保護を行うという原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度及び基準となるよう検証を行い、適正実施と不正防止が図られるような仕組みにするよう、平成24年7月13日に国へ要望を行った。 また、平成25年1月8日には、上記に加え、生活保護基準について、勤労者の所得水準、物価、年金とのバランスを考慮し、全国一律の見直しを行うのではなく、級地区分の見直しをきめ細かく行うこと、扶養義務者への回答義務付け・罰則の適用については慎重な検討を行うこと等、地方の実態を十分考慮の上、検討することを国へ要望を行っている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>的に扶養を受給要件』にしようとしている。生活保護の捕捉率は日本では15～20%に比べ、英国では90%、フランスでは91%、ドイツで65%であり、本来受給されるべき人ができていないことに問題がある。いまでも親族調査で「肩身が狭い」「恥ずかしい」などといわれ受給を断念しているひとがいるのに、これ以上の改悪は全国で起きている餓死、孤立死を一層広げ「命まで奪う」ことになりかねない。</p> <p>①基準の切り下げ、保護の有期化、親族の扶養義務化などの制度見直しに反対し、充実を求めること。</p>	<p>生活保護制度については、現在、社会保障審議会の部会において議論されており、各種調査結果等を踏まえながら、意見交換・検証を重ねている段階である。基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として引き下げ中止等の要請は考えていない。</p>
<p>②高止まりしている灯油への「福祉灯油」を行うこと。</p>	<p>生活困窮者への灯油購入費助成事業（いわゆる「福祉灯油」）については、原油価格が高騰した平成19年度において国の緊急対策（特別交付税措置）が打ち出されたことに伴い、本県でも灯油購入費を助成する市町村に対して補助を行ったものである。</p> <p>原油価格の高騰に伴う課題は全国的な課題であり、まず国で対策を検討すべきと考えており、現時点では「福祉灯油」の実施は考えていない。</p>
<p>③老齢加算の復活を求めること。</p>	<p>老齢加算については、平成15年に出された「生活保護制度の在り方についての中間とりまとめ」において、「単身無職の一般低所得高齢者世帯の消費支出額について、70歳以上の者と60歳～69歳の者との間で比較すると、前者の消費支出額の方が少ないことが認められるため、老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められない。加算そのものについては廃止の方向で見直すべきである。」との意見を受け、廃止となったものである。実態を調査した上での廃止であり、復活を要請することは考えていない。</p>
<p>④医療機関の被保護者の選択、セカンドオピニオンを認めること。</p>	<p>生活保護受給者が医療機関を受診する際には、現在の実施要領においても、保護の実施に支障のない限り、被保護者の希望を参考とすることとされている。</p> <p>生活保護制度における医療扶助についても、現在、社会保障審議会の部会において、セカンドオピニオンの活用について議論されているところであり、現時点で要望を行うことは考えていない。</p>
<p>⑤脅しをかけるような警察官OBの窓口配置はやめ、生活相談できるケースワーカーを増員すること。</p>	<p>福祉事務所への警察官OBの配置については、不正受給の防止、暴力団対策の強化等生活保護制度の信頼性を高める上でも効果がある取り組みとして検討されているものであることから、配置の取りやめを国に要請することは考えていない。なお、この場合に、生活保護の申請の意思のある方の請求権を阻害することがあってはならないことは当然と考えている。</p> <p>ケースワーカーの配置については、きめ細かい生活支援・就労支援が実施できるよう、現場の人員配置基準の見直しも含め検討を行うよう、平成24年7月13日及び平成25年1月8日に国へ要望を行った。</p>
<p>⑥米子市の級地を鳥取市なみに引き上げること。</p>	<p>生活保護の級地区分については、地域の実情等に配慮し、市町村の実態に即した適切な級地区分と</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<p>するよう平成24年7月13日に国へ要望を行っている。</p>
<p>(3) 年金制度 ①現役世代の4割が未納、未払いが1000万人を越え、1円も受け取っていない高齢者が100万人、国民年金の支給平均額は月5万未満と、劣悪である。信頼され、くらせる年金制度にすること。</p>	<p>「国民年金法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年11月26日公布(平成24年法律第99号))施行後3年をめどとして、法律施行の状況を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的な検討と、その結果に基づく所要の措置が規定された。 (「年金生活者給付金の支給に関する法律」平成24年11月26日公布(平成24年法律第102号)) 将来的な低年金者への給付について、その確実な施行を見守りたい。</p>
<p>②3年間で2.5%カットする年金削減の中止を求めること。</p>	<p>現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっており、本来の給付水準に比べて毎年1兆円の給付増、過去の累計で、約7兆円、年金の過剰な給付があったと指摘されている。 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることによって年金財政の改善を図り、「現役世代(将来の受給者)の将来の年金額確保につなげる」「世代間の公平をはかる」ことが特例水準解消の意義とされ、平成25年度から平成27年度までの3年間で次のとおり特例水準を解消することとされた。「平成25年10月 -1.0%、平成26年4月 -1.0%、平成27年4月 -0.5%」 (「国民年金法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」平成24年11月26日公布(平成24年法律第99号)) これらによって、年金制度を含めて、持続可能な社会保障の機能強化が目指されることとなったことから、年金削減の中止は求めない。</p>
<p>③第1段階で低年金を底上げする制度を創設し、将来的な最低保障年金制度の創設を求めること。</p>	<p>「国民年金法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年11月26日公布(平成24年法律第99号))施行後3年をめどとして、法律施行の状況を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的な検討と、その結果に基づく所要の措置が規定された。 (「年金生活者給付金の支給に関する法律」平成24年11月26日公布(平成24年法律第102号)) 将来的な低年金者への給付について、その確実な施行を見守りたい。</p>
<p>(4) 医療制度 ①保険が効かない混合診療の全面解禁や、T P P参加による皆保険制度の解体を許さず、国民皆保険制度の堅持を求めること。</p>	<p>混合診療のさらなる導入については、国民皆保険制度の趣旨を踏まえ保険医療の対象が今後も適切に設定される必要があると考えている。 現在までのT P P交渉では公的医療保険制度などG A T Sでも適用除外となっている国が実施する金融サービスの提供は、議論の対象となっていない模様である。 ※米国は、「公的医療保険制度を廃止し、私的な医療保険制度に移行することを要求していることはない」と明言。されており、保険制度への影響はないのではないかと考えられるが、今後の交渉の動向に注視したい。</p>
<p>②診療報酬は、長期入院による削減や7:1看護に重点化ではなく、規模を問わず地域の医療機関が存続連携できるよう、抜本的増額を求めること。</p>	<p>診療報酬の見直し等により救急科、産科、小児科、腎臓内科などの特定診療科に医師を誘導する措置の充実及び看護師の労働環境の改善や処遇の改善が行われるなど、県内の医療従事者の確保ができるよう、今後も国に対して要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③深刻化している産科・小児科・救急医療の診療報酬の増額を求めること。	地域での深刻な医師不足の状況を踏まえ、医師総数の確保、地域間・診療科間の偏在是正等の医師の安定的確保に向けた取り組みを充実させることが必要と認識しており、診療報酬の見直し等により救急科、産科、小児科、腎臓内科などの特定診療科に医師を誘導する措置を充実するよう、今後も国に対して要望していく。
④歯科診療の診療報酬の増額と保険適用治療の拡大を求めること。	歯科診療の報酬の増額や保険適用治療の拡大については、国における検討を注視していきたい。
⑤診療報酬で収入が限定され消費税が転嫁できない医療は、消費税ゼロとするよう求めること。	<p>社会保険診療における消費税については、政策的配慮から非課税とされているが、これについては、消費税創設時及び税率引上げ時に併せて実施された診療報酬改定及び薬価改定の措置により、仕入れに係る消費税相当額は制度上、配慮されている。</p> <p>なお、平成24年8月に成立した社会保障と税の一体改革に係る消費税法改正法において、消費税の引上げにあたっては、あらためて診療報酬等の改定で手当することとした上で、医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関して、新たに一定の基準に該当するものに対し、区分して措置を講ずることを検討することとされ、医療に係る消費税の課税の在り方について引き続き検討することが示されたところであり、今後の国の動向を注視していきたい。</p>
⑥医師養成数を抜本的に増員するため医学部定員の1.5倍化を求めること。	地域での深刻な医師不足の状況を踏まえ、医師総数の確保、地域間・診療科間の偏在是正等の医師の安定的な確保に向けた取り組みを充実させることが必要と認識しており、医師養成のあり方について見直しするよう、今後も国に対して要望していく。
⑦周産期医療は、子どもと共に保護者付添が求められるため、地域格差がないよう、県立中央病院で鳥大病院と同等程度の支援が受けられるよう体制強化すること。	中央病院における周産期医療については、鳥大病院と同等程度の支援が受けられる体制を整備済である。
⑧介護難民をつくる介護型療養病床廃止や医療型療養病床削減計画の撤回を求めること。	<p>先般の介護保険法改正により、介護療養病床の廃止時期が平成24年度末から平成30年度末まで6年間延長されたところであり、療養病床の廃止・削減策の見通しについては不透明である。</p> <p>なお、療養病床の廃止・削減は、単にベット数が減るというものではなく、老人保健施設等への転換を予定しているものである。</p>
⑨無保険を生み、命を脅かす「資格証明書」「短期保険証」の発行、保険証の「留め置き」はやめること。	<p>短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付は、国民健康保険制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付してもらうための仕組みとして必要と考えており、県として市町村にやめるよう求めることは考えていない。市町村は、短期被保険者証等の交付に当たって、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努力しており、県では、引き続き市町村に対し、短期被保険者証等の交付に当たっては、世帯の家計の状況などを十分調査し、世帯の事情も勘案して適切に運用するよう助言していく。</p> <p>また、県では、平成21年12月に市町村に対して、世帯主が窓口で納付相談に来ないことにより、短期被保険証を窓口で長期間留保することは望ましくないため、被保険者の手元に届くよう電話連絡、家庭訪問を行うなど、適切な取り組みを行うよう通知している。</p>
⑩無料低額診療の対象に院外処方も含めるよう求めること	無料低額診療事業は公的医療保険制度が未整備であったことを背景に規定されたものであり、その

要望項目	左に対する対応方針等
と。また院外処方への県独自の支援策を講じること。	<p>後、国民皆保険の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなども順次整備されてきていることから、無料低額診療事業制度そのものが時代にそぐわなくなっている面がある。</p> <p>低所得者に対する医療の支援策については、社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、無料低額診療に院外処方を含めることについて国等への要望は考えていない。また県独自の支援策も考えていない。</p>
<p>⑪国民健康保険に対する、国庫負担の増額と保険料軽減を国に求めること。県独自に保険料軽減のための財政支援をすること。</p>	<p>医療保険制度は、現在及び将来の給付と負担のあり方を十分検討した上で制度設計されるべきである。このため、国に対し毎年度、国庫負担の引上げなど、国民健康保険制度の構造的な問題への対応を要望しており、昨年度も、7月26日に要望をしたところであるが、社会保障・税一体改革で、低所得者対策として国民健康保険に2,200億円の公費投入が示されたが、今後も増え続ける医療費に対する抜本的な解決とはなっていない。</p> <p>そのため、本年度も7月13日に、持続可能な制度となるよう要望をしたところである。改善されるよう今後も要望していく。</p> <p>国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されているものである。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割分担がなされており、県としては、現時点では法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>⑫国の責任を投げ捨て、無理な自治体責任押しつけで国保を破壊する、2015年実施の広域化の中止を求めること。</p>	<p>国は、市町村国民健康保険の広域化を図るため、平成24年4月6日に国民健康保険法を改正し、平成27年度から保険財政共同安定化事業が全医療費を対象に行われることとなった。</p> <p>保険規模の拡大を図り保険リスクを分散させることは必要と考えており、国に平成27年度からの保険財政共同安定化事業の全医療費化の中止を求めることは考えていない。</p> <p>なお、引き続き国庫負担の引上げなど、国民健康保険制度の構造的な問題への対応を要望していくこととしている。</p>
<p>⑬国保料・税などの命に直結する社会保険料の滞納案件は、「県滞納整理機構」の対象からはずし、各自治体による丁寧な対応を行うこと。</p>	<p>鳥取県地方税滞納整理機構等で行う地方税などの滞納整理においては、滞納者と接触する機会を必ず設け、その際には、個別事情を十分に把握した上で納税交渉等を通じて個別事情を把握した上で、社会保険料を含む滞納債権額全体で納付計画を立てることが、滞納者にとってメリットがあると考えている。</p> <p>引き続き、地方税滞納整理機構等での取組みにおいて滞納者の実情に寄り添った対応を行うこととしている。</p>
<p>⑭全ての市町村で窓口負担金の減免制度実施を行うよう、指導助言すること。</p>	<p>国は、平成22年9月13日厚生労働省保険局長通知で、一部負担金減免に係る、特別な理由により、生活が著しく困難となった場合の収入の減少の認定基準を通知により示したところである。当該通知について、平成22年9月に市町村に対して文書で通知し、適切に処理するよう依頼している。</p> <p>医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、その生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、各保険者が保険財政を考慮した中で制度の導入等について考えられているところである。このため、全ての市町村に一部負担金の減免を実施するよう指導助言することまでは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑮高額療養費は所得区分を増やして負担上限を引き下げ、対象を「月ごと」から「治療ごと」の総額とすること。70歳未満の通院も受領委任払制度の導入を認めること。</p>	<p>国は、高額療養費の現行の1ヶ月当たりの上限額に加えて、年間上限額を導入する見直し案を平成24年11月16日開催の社会保障審議会医療保険部会に示すなど、高額療養費の見直しを検討中である。</p> <p>なお、平成24年4月から外来における現物給付化（限度額認定証により医療機関の窓口での支払いが高額療養費の限度額までとされた）が実施され、被保険者の負担の軽減を図られたところである。</p>
<p>⑰中小企業などの労働者が加入する、協会けんぽの国庫補助額の引き上げを求めること。</p>	<p>協会けんぽの加入者の保険料負担率は6.2%と組合健保の4.6%や共済組合の4.7%と比べて、加入者の負担が大きくなっている。このような状況の中で、協会けんぽへの国庫負担は健康保険法本則水準で20%から16.3%であるが、附則第5条で「当分の間・・・13%」とされている。（平成22年度から平成24年度までは16.4%）</p> <p>皆保険制度が維持されるよう、協会けんぽも含めた医療保険制度への国の財政負担のあり方について十分検討される必要があると認識しているが、健康保険法に基づき協会けんぽを所管する国が判断されるべきことと考える。</p>
<p>⑱メタボ検診に特化された「特定健診・保険指導」の検診内容の充実を求め、自治体独自の検診支援に対する県上乗せ支援をすること。がん検診への支援を充実すること。特に高額な脳ドックへの支援を実施すること。</p>	<p>特定健診の内容が受診者にとって魅力的なものになるよう、科学的根拠を踏まえつつ、検査項目の充実について全国衛生部長会等の要望等を通じて国へ働きかけを行っているところである。</p> <p>なお、自治体独自の取組に対する上乗せ支援については、特定健診が医療保険者の義務であること、また、現状の仕組みの中で受診率の向上に努めることが先決であることから、独自の支援までは考えていない。</p> <p>また、脳ドックは脳血管疾患の発見に有効な手段の一つであるが、脳ドック健診の助成には多額の財政負担が生じることから、費用対効果の観点からみて、危険因子を抑制するための予防対策を重点的に進めることが必要であると考えており、県では食習慣の改善や運動習慣の定着、健診受診率向上などの1次予防を核とした施策を推進していく。</p> <p>・特定健康診査・特定保健指導推進事業 72,505千円</p>
<p>⑲公立病院改革ガイドライン」の押しつけをやめ、国立病院統廃合に反対すること。</p>	<p>公立病院改革ガイドラインは、地方公共団体が公立病院改革に係るプラン（公立病院改革プラン）を策定する際の技術的助言であり、国立病院の統廃合とは関係ないと認識しているが、各国立病院が担っている医療提供の役割を今後も果たされるよう、動向を注視していきたい。</p>
<p>⑳療費削減ありきの「医療費適正化計画」の押しつけ撤回を求め、現状で作成が義務づけられている「第2期医療費適正化計画」は、患者の病状を無視した入院の「追い出し」による病棟削減ではなく、患者の療養に必要な病床数を確保すること。</p>	<p>病床数は、保健医療計画で患者の動向、医療水準の進歩等を勘案した平均在院日数の変化を基に算定されたものである。このため、医療機関ごとの必要な病床数となっている。</p> <p>医療費適正化計画は、この数値を医療費の将来推計にしたものであり、病床数を削減するものではない。</p>
<p>㉑看護学校等の設立は、現状の人員不足下での看護実習が求められるため、医療現場の声をよく聞いて、場所や箇所数について検討すること。</p>	<p>東部、中部での新たな看護師養成機関の設置への動きを実現するため、「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」を開催した（第1回 平成24年11月6日、第2回 平成25年1月8日）。今後、検討会においてそれぞれの計画の内容を伺い、課題を把握するとともに解決策を検討する。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>・看護師養成の抜本的拡充に向けての検討事業 1, 650千円</p>
<p>22 中部のある医療法人の理事長は、医療法人のお金をつかって自宅を建設している。また医療法人が使用するといつて法人のお金で立てられた建物が目的外使用されていた。目的外使用の建物は売却され、自宅は理事長と医療法人双方の名義が登録されたが、自宅を医療法人と使い分けできるはずがなく、改善されたとはいえない。厚生局にも電話確認した際、「違法・違反」であるとのことであった。きちんと対処すること。また、福祉法人同様、医療法人の監査体制も充実すること。</p>	<p>当該医療法人に任意で立入調査を行い、理事長が理事長宅部分の建設資金を負担している（支払っている）ことを確認した。また、目的外使用の建物については、立入調査後の県の指導に基づき、法人の適正な運営を図るため売却されており、現時点で疑義は解消されているものとする。理事長の私邸部分と医療法人使用部分が並存している建物については、「医療法人が使用する会議室及び理事長室」と「理事長私邸部分」及び「両者の共用部分」が図面上明確に区分されており、その区分に従った使用は当然に可能であると考えている。</p> <p>なお、医療法人の立入検査は、医療法において業務若しくは会計が法令、定款等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、業務若しくは会計の状況に関して報告を求め、又は立ち入り検査をできることとなっており、今後もこの規定に従い実施する。</p>
<p>23 透析医療 ・専門医師や看護師不足の解決をはかること。</p>	<p>医学生や看護学生への奨学金や修学資金の貸与、医学生を対象とした地域医療の研修会の開催、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。</p> <p>また、診療報酬の見直し等により腎臓内科などの特定診療科に医師を誘導する措置を充実するよう、今後も国に対して、要望していく。</p> <p>・医師確保対策推進事業 123, 871千円 ・鳥取県地域医療再生基金事業（臨時特例医師確保対策等奨学金貸与事業） 93, 229千円 ・看護職員等充足対策費 566, 624千円</p>
<p>・削減された人工透析の夜間・休日報酬加算を引き上げるなど、人工透析医療の充実を求めること。</p>	<p>透析医療機関との意見交換では、夜間透析等について特段の意見・要望は聞いていない。</p> <p>なお、透析患者の増加に対応するため、地域医療再生計画に腎疾患の治療や腎移植に対応する拠点施設を整備することを盛り込んでいる。</p> <p>・鳥取県地域医療再生基金事業（腎センター設置事業） 266, 804千円</p>
<p>・県医療計画に透析病院の充実を盛り込むこと。</p>	<p>次期鳥取県保健医療計画の糖尿病対策において、透析治療ができる医療機関を医療連携体制の中に位置づけることとしている。</p> <p>なお、透析患者の増加に対応するため、地域医療再生計画に腎疾患の治療や腎移植に対応する拠点施設を整備することを盛り込んでいる。</p> <p>・鳥取県地域医療再生基金事業（腎センター設置事業） 266, 804千円</p>
<p>・透析医療は週3回継続した治療が必要であるが、平均年齢66歳である透析患者にとっては通院費負担が重い。通院費を支援すること。</p>	<p>通院交通費については、透析患者等身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、市町村によっては移動機会の確保のためのタクシー料金助成制度が行われているので、これらを活用していただきたい。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>・透析患者の重度化・重複化で介護を必要とする人が増えている。要介護透析患者への医療・福祉サービスの拡充を。</p> <p>・透析患者は30万人であるが、腎臓病患者は2千万人もおり、透析予備軍が多数存在する。慢性腎臓病対策検討会を立ち上げ、かかりつけ医と専門医との連携や栄養指導などで、透析患者とならなくてもすむ対策をとること。</p>	<p>透析を受けている方は、すでに要介護認定の算定基礎となる「要介護認定基準時間」に一定の配慮がなされており、高齢者で透析が必要な方は、すべて、介護予防又は介護給付が受給できるよう考慮されている。</p> <p>CKDを悪化させないためには、健診を受診し、早期に異常を発見し、保健師や栄養士が適切な保健指導を行うことで、患者自らがCKD予防の重要性を認識し、日々の生活の中で生活習慣の改善に取り組むことが先決である。</p> <p>このため県では、平成24年度から保健指導を行う保健師や栄養士などを対象に、病気を早期に発見するための検査の必要性や効果的な生活指導方法等に関する研修会を開催し、保健指導力の向上を図っているところであり、当初予算においても引き続き実施するよう検討している。</p> <p>・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 839千円</p>
<p>・緊急時透析に必要な水・電気を含む体制を複数・恒常的に確保し、事態に応じた病院間の移送が可能となるよう、県内外のネットワークを構築すること。医療機関や避難所で、透析患者に不可欠な栄養管理ができるよう整備すること。災害時の通院体制も整備すること。（ガソリン不足の心配）</p>	<p>災害時の体制整備については、県が中心となって人的物的資源の過不足の把握、調整を行うこととした、鳥取県災害医療活動指針を平成24年7月に策定した。</p> <p>また、透析医療機関との意見交換会を引き続き実施し、透析医療機関等のネットワークづくりに努めるとともに、人工透析患者等に対応する医療機関の自家発電装置等の整備に対する支援を地域医療再生計画（2次計画）に盛り込み、支援を行っている。</p> <p>さらに、災害時のライフラインや医療機関の通常の活動に必要な資源の制約が発生することを想定し、医療機関が業務を継続するための計画に関する「医療機関のBCP（業務継続計画）の策定の基本事項」を平成24年7月11日に作成し、各病院における業務継続計画の策定を促している（同年8月29日に病院に対する説明会を実施。）。</p> <p>・鳥取県地域医療再生基金事業（災害時に強い医療機関整備事業）34,245千円 （うち1透析医療機関分16,932千円）</p>
<p>（5）高齢者・介護</p>	
<p>①75歳以上を医療差別する後期高齢者医療制度の中止し、国保や健保に加入したまま高齢者医療費を低減化し、財政調整機能がはかれる、元の老人保健制度にもどすよう求めること。</p>	<p>国は、平成24年8月10日に成立した社会保障制度改革推進法により、今後の高齢者医療保険制度について、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとしている。</p> <p>給付と負担のあり方も含めて、今後、検討が進められるものであり、県として廃止等の要望は考えていない。</p>
<p>②70歳以上の医療費窓口負担の2割への引上げをやめるよう求めること。</p>	<p>70歳から74歳の患者負担は、現在、法定2割とされているところを予算措置により1割に引き下げている。</p> <p>持続可能な高齢者医療制度維持のため法定化されたものが、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に1割とされていることから、70歳から74歳の窓口負担を2割にすることについて、国に中止を求めることは考えていない。</p>
<p>③公的年金控除を140万円に戻し、所得500万円以下の高齢者への老年者控除を復活するよう求めること。</p>	<p>公的年金等控除の見直しについては、世代間の不公平、高齢者間の公平を確保する観点から、一定年齢になると一律に控除していたものを見直すとともに、基礎年金の国庫負担割合の引き上げのため</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>に見直されたものと承知している。また、主たる収入が年金に依存する者については老年者特別加算が行われている。昔の制度に単純に戻した場合、基礎年金の財源の問題なども発生すると考えられることから、復活要望は考えていない。</p>
<p>④介護報酬の引き上げを求めること。介護職員処遇改善交付金が削減されたが、職員の賃金4万円アップの独自支援策をとること。60分から45分に短縮された生活援助の時間短縮の撤回、7時間以下のデイサービス事業所への報酬引き下げの撤回、多床室や低所得者・軽度者への施設報酬の増額を求めること。</p>	<p>介護職員処遇改善交付金については、平成24年4月の介護報酬改定において介護報酬に組み込まれたところである。</p> <p>なお、独自支援策については、介護保険は、その費用を県民、保険者（市町村）、県、国が負担しあうことを基本としていることから考えていない。</p> <p>また、訪問介護、通所介護等の報酬改定については、政策目的に応じて設定しているものであり、方向性については理解できる面もあることから、増額要望は考えていない。</p>
<p>⑤市町村と連携して特別養護老人ホーム及び小規模多機能施設、ショートステイ、グループホームなど入所系の施設を増設すること。</p>	<p>施設を増設は、要介護高齢者数の状況等を勘案しながら、保険者（市町村）の介護保険事業計画、県の介護保険事業支援計画の中で検討することとなっている。現在第五期の計画に沿った計画的な整備を進めているところである。</p>
<p>⑥介護保険料・利用料の県独自の減免制度を創設すること。全額自己負担の食費・居住費の軽減を図ること。介護保険料や住民税の年金天引きの強制をやめ、個々人の希望での納付形態が変更できるよう求めること。</p>	<p>介護保険料の設定は保険者である市町村の役割であり、各市町村において実情に応じた保険料設定が行われることから県独自の減免制度の創設は考えていない。また、利用料の減免制度については、社会福祉法人等の減免制度に対して県としても支援を行っているところである。</p> <p>食費・居住費については、利用者の所得水準に応じて介護保険制度から補足給付が行われているところであり、必要に応じた軽減策が図られているものと理解している。</p> <p>年金からの天引きについては、徴収率を高めるとともに徴収費用の軽減に繋がっており、全体として介護保険を円滑に運用することに繋がっていると評価している。</p>
<p>⑦介護認定制度を改め実情にあった支援が受けられるよう求めること。軽度認定者にも保険で適切な介護や福祉用具の利用ができるようにすること。</p>	<p>要介護度別の利用限度額や福祉用具の保険給付対象については、国の介護給付費分科会等で議論されており、現行制度で大きな問題はないものと考えている。</p>
<p>⑧高齢者の家賃補助制度創設や、サービス付高齢者向け住宅の低所得者対策をすすめること。</p>	<p>高齢者が入居する住まい全般に対する補助制度の創設は困難であるが、既存制度として民間住宅や県営住宅に入居される際の支援を行っており、それらの活用により住宅面でのセーフティーネット対策を推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅に限らず、他の高齢者向け住宅、介護施設及び在宅等高齢者の居住全般について、介護サービスの充実も含め、低所得者向けの対策を引き続き検討していきたい。</p>
<p>(6) 障がい者施策</p>	
<p>①障がい者の権利保障を定めた障害者差別禁止法の制定を求めること。また、県独自の障害者差別禁止条例を制定すること。</p>	<p>障害者差別禁止法(仮称)については、平成25年度中の法案提出を目指し、障害者政策委員会差別禁止部会において検討が行われているところであり、国の動向に注視していきたい。</p> <p>なお、県独自の条例については、国において法制化の動きがあることから、制定は考えていない。</p>
<p>②2012年度に改訂された障害者基本法は、障がい当事者も参加する障害者政策委員会の設置が義務づけられてい</p>	<p>県においては、障害者基本法の一部改正を踏まえ、平成23年10月に鳥取県障害者施策推進協議会の委員の構成について当事者や家族の団体の代表者等が半数となるよう変更し、当事者等の意見を</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>る。県もできるだけ早く設置し、当事者の生の声をより多く取り入れ、市町村にも設置を働きかけること。</p>	<p>施策に反映をさせる体制をとっている。 なお、市町村における合議制の機関の設置は任意であり、市町村の判断で行われるべきものであるが、県の取組等を情報提供して働きかけたい。</p>
<p>③「きょうされん全国障害者生活実態調査」で明らかになったように、年間所得が100万円以下の人が60%、200万円以下の人が99%と極めて低い所得水準にある。福祉事業所での工賃も月1万から1.5万円程度となっている。県独自で障害者基礎年金への上乗せ支援制度を創設し、主権者としての生活ができるようにすること。</p>	<p>障がい者の所得が未だ低い水準にあることは十分認識しており、工賃3倍事業をはじめ工賃向上のための施策を実施しているところであるが、全ての障がい者に対する所得保障は国が考えるべきものであり、県単独の障害基礎年金への上乗せ支援制度の創設は考えていない。 なお、社会保障と税の一体改革において現行年金制度の改善が盛り込まれており、その動向を見守りたい。</p>
<p>④障害者自立支援法の延長ではなく、障がい者自身が提案してきた「骨格提言」にもとづく、新しい障害者総合福祉法の創設を求めること。</p>	<p>障がい者制度改革推進会議の下に設置された総合福祉部会による「骨格提言」のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」において反映されていない事項については、法施行3年を目処とした検討に委ねられていることから、県としては、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すよう国に要望しており、新しい障害者総合福祉法の創設を国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑤障がい者の福祉・医療の「応益負担」を撤廃し、無料化を求めること。</p>	<p>障害福祉サービスの量に応じた定率負担（1割）を見直し、平成22年4月から実質的な応能負担として低所得（市町村民税非課税）の利用者負担を無料化して、法的にも応能負担が原則とされている。これを更に負担能力がある人にまで無料化を拡大することは、他制度との整合性や国民的議論が必要であることから、現時点で無料化を国に要望することは考えていない。</p>
<p>⑥県特別医療費助成制度は、障がい者は元の無料に戻すこと。</p>	<p>特別医療対象者（障がい者）の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定した持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入にあたっては市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。</p>
<p>・せめて本人非課税の場合、軽減の対象となるようにすること。</p>	
<p>・透析医療の無料化を継続すること。</p>	<p>特別医療費助成制度は来年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。 ・特別医療費助成事業（重度心身障がい者）635,956千円</p>
<p>・治療の一環である入院給食費を無料化すること。</p>	<p>入院時における食事療養費に係る助成については、負担の公平を図る観点から助成を廃止したものであり、助成の復活は考えていない。</p>
<p>・身体障害手帳3級保持者や療育手帳B判定所持者などにも対象を拡大すること。</p>	<p>障がい者に係る特別医療費助成制度については、重度の方の健康の保持及び生活の安定を支援するために制度化しているものであることから、対象者の拡大は考えていない。 なお、療育手帳Bのうち、IQ50以下で身体障害者手帳3～4級所持者については、障がい重複しており、総合的には重度と考えられることから助成の対象としている。</p>
<p>・重度心身障がい児者のインフルエンザ予防接種費用助成をすること。</p>	<p>インフルエンザワクチンの定期接種については、高齢者の場合と同様に国が責任を持って制度化すべきと考えており、県独自の支援制度創設は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦障害者総合支援法は、障害程度区分から障害区分認定に代わるといいますが、名称だけでなく、障がい者の実態を丸ごと反映する支給制度にするよう求めること。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」附則第2条には、「障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、その検討状況を注視していきたい。
⑧事業所への報酬は日額払いから月額払いとし、見通しをもった運営ができるようにすること。	報酬の日額払いについては、障がい者が必要なサービスを自由に選択することができるよう設けられているものであり、事業所の経営の安定化等の課題はあるものの、相応の理由があることから、月額払いへの転換について国に求めることは考えていない。
⑨地域活動支援センターや日中活動支援事業は従来の支援単価が低く、赤字経営が続いたり、存続の危機にあるところが多くある。継続できるよう県独自の支援制度の創設や市町村への指導助言をすること。	地域活動支援センターや日中一時支援事業については、市町村において地域の実情に応じて事業内容や単価を定めており、国の補助事業（地域生活支援事業：国1/2、県1/4、市町村1/4）により実施しているものであることから、県独自の支援制度の創設については考えていない。 なお、市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、十分な財源を確保するよう国に要望している。
⑩障がい者の親なきあとを心配する声が出ている。入所施設、グループホーム・ケアホーム、ショートステイなど、「入所」できるところを、ニーズ調査も行い、目標を持って計画的に増やすこと。重度・重複障害がある場合の入所施設を増やすこと。	障がい福祉サービス事業所の整備に係る補助事業を活用し、第3期鳥取県障害福祉計画に基づき、グループホーム、ケアホーム、ショートステイを含む障がい福祉サービス事業所の計画的な整備を進める。 また、当該補助事業の採択に当たっては、重度の障がい者が利用する事業所を優先する。 なお、障がい者の地域生活の促進の観点から、入所施設の増設は考えていない。 ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 367,305千円
⑪自立支援法に移行後、事務量が急増し、現場職員が各種書類作成に追われている。また重度障害者が増えており専門的支援も必要になっている。事務職員や各種専門職増員のための補助制度を創設すること。	障がい者グループホーム等夜間世話人等配置事業や鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業により重度心身障がい者や強度行動障がい者を支援する事業所等の職員増員の補助を行っている。 なお、事務職員の配置又は職員の事務に係る人件費は事業所の運営費であり、基本報酬に含まれている性質のものであることから、事務職員の増員のための補助制度は考えていない。 ・障がい者グループホーム等夜間世話人等配置事業 15,765千円 ・鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業 12,452千円
⑫障害者支援法より介護保険制度が優先するため、65歳になったら1割負担となり、負担増になる人がでてくる。制度の矛盾を解決し、継続して障害者施策が使えるよう求めること。	介護保険と障害福祉サービスで同じ内容のサービスを受ける場合、要介護状態にある高齢者との整合の観点から介護保険優先が原則とされているが、介護保険制度においても低所得者の利用者負担の軽減措置が講じられていることから、国に要望することは考えていない。 なお、「高齢の障害者に対する支援の在り方」については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」において法施行3年を目処として検討するとされていることから、この動向を注視していきたい。
⑬難病対策が2013年度より法的に位置づけられ本格実施となる。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における難病等の範囲は、当面

要望項目	左に対する対応方針等
<ul style="list-style-type: none"> 新たな医療費助成制度は、対象を患者数や診断基準の有無で決めたりせず、すべての難病を対象にすること。「重症度が一定程度以上」という規定では、軽度でも高額な医薬品で維持している場合には対象外となってしまうため、軽度者も支援対象にすること。 	<p>の措置として、難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチとして平成25年4月から制度施行される予定だが、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しが行われる予定である。</p> <p>現時点においては、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められていることから、まずはこの動向を注視していきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 県の特別医療は指定されている特定疾患以外の難病も対象にし、難病の治療以外の治療にも使えるようにすること。 	
<ul style="list-style-type: none"> てんかん・難病を運賃割引制度の対象にすること。 	<p>障害者手帳を所持しないてんかん・難病患者は交通運賃割引制度の適用対象とならないが、この適用範囲は各事業者の負担により決定することであり、県から事業者に対して働きかけを行う予定はない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 難病の福祉サービスにすきまや谷間が出ないよう、関係者の意見を聞いて制度を構築すること。 	<p>難病等の範囲は、当面の措置として、難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチとして平成25年4月から制度施行される予定となっており、現行の居宅支援サービスの利用者は平成25年4月から障害福祉サービスを利用できることとなるが、制度移行により難病の福祉サービスにすき間や谷間がでないよう、必要があれば国に要望をしていく。</p>
<p>⑭精神障害</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立鳥取医療センターの開放病棟は、閉鎖病棟から地域移行にむけての訓練の場であり、精神科の看護実習の場となっており、全廃計画の撤回を求めること。 	<p>鳥取医療センターの精神科病床の削減は、精神疾患患者の地域移行と医療観察法病棟の整備を目的に実施されているものであり、各病棟からの退院により結果として1病棟分の病床（54床）を削減するものの、今後は急性期精神患者の受入れに力を入れるとともに、地域の患者の受入れについても引き続き行うと聞いていることから、鳥取医療センターに対して病棟閉鎖の中止を要望することは考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活を支える24時間体制を構築すること。地域移行支援員を増員すること。 	<p>精神障がい者の地域生活を支えるため、精神科救急医療体制の確保、相談支援事業所による24時間の相談支援体制（地域定着支援）、精神科訪問看護（24時間体制）の充実など、引き続き支援体制の構築を図っていく。</p> <p>また、地域移行推進員の増員については、新たに、精神障がい者の地域生活を支援する「地域移行サポーター」として養成を行っていくことを当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業） 652千円
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校卒業生の増加など、利用者増に対応するためグループホームも含む福祉事業所の新增設のために、県の独自の補助制度の創設すること。 	<p>グループホームを含む福祉事業所の新增設のための既存の補助事業があることから、県の独自の補助制度の創設は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 367,305千円
<ul style="list-style-type: none"> JR・バスなどの交通運賃割引制度の適用対象となるようはたらきかけること。 	<p>交通運賃割引制度の適用範囲は、各事業者の負担により決定することであり、県から事業者に対して働きかけを行う予定はない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 早期発見・早期治療のためにも、教育現場での精神疾病に対する理解を深める取り組みを行うこと。 	<p>鳥取県人権教育基本方針（平成16年11月策定、平成24年1月改訂）に沿って、障がい者の理解と共生に関する教育の推進を図っている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>その際、人権学習で取り扱う問題は多岐にわたっているため、精神疾病含め、どの分野を学校で学習するかは、学校・地域の実態に応じて市町村教育委員会及び学校が決定している。</p> <p>県立高等学校では、人権教育や教科「福祉」の授業で精神疾病に関する学習を行い、生徒の理解を深めている。</p>
<p>⑮身体・視覚・聴覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR等無人駅に対する音声、電光掲示板等の設置整備支援のために県からも鉄道会社へはたらきかけ、財政支援も行うこと。 	<p>鉄道各社に対応状況を確認したところ、次のような回答であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR西日本：山陰・因美・伯備線については、列車接近放送や自動放送・駅案内放送で列車案内を行うこととし、これまでも順次整備をしてきており、未整備駅については引き続き整備を進めていく。 ・智頭急行：全駅で列車接近放送や自動放送・駅案内放送で列車案内を行っている。 ・若桜鉄道：列車の遅れなどダイヤが乱れた場合のみ全駅で案内放送を流している。 <p>県としても、障がい者に対する列車運行情報の提供方法の改善について、機会のある毎に鉄道各社に要請している。今後も、利用者に対するきめ細かな運行情報の提供、電光掲示板等の設置を働きかけていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県民文化会館の梨花ホール、小ホールに高齢者・障害者の移動がスムーズにいくよう、エスカレーターを設置。トイレの段差解消と障害者用トイレの増設を。 	<p>鳥取県立県民文化会館のバリアフリー化については、平成24年度中に施設の現状を点検し、改善が必要な箇所のリストアップを行った上で、施設の営繕計画に組み込んで、可能な箇所から順次、改修していきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県民ふれあい会館耐震工事後も身体障害者福祉協会が再入居できるようにすること。工事中も交通の便がよい中心市街地への一時移転とすること。 	<p>県民ふれあい会館の耐震工事に伴い移転が必要となった鳥取県身体障害者福祉協会の事務所については、使用期間を平成22年5月1日から平成25年3月31日までとしている。中心市街地に無料で使用できるなど適当な施設が無いことから、協会の判断で海友館（鳥取市賀露）に移転する予定である。</p> <p>今後については、鳥取県身体障害者福祉協会の鳥取県立福祉人材センターへの一元化について検討されていることから、その推移を、まずは見守りたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・東部・中部・西部も各圏域に「聴覚障害者センター」（手話通訳者設置や派遣・育成、相談員設置、字幕入り映像ライブラリー事業、災害時の拠点となる）を設置すること。 	<p>聴覚障がい者に対する情報・コミュニケーション支援を行う地域の拠点である聴覚障がい者情報提供施設については、設置方法や必要な機能などを鳥取県ろうあ団体連合会とNPO法人コミュニケーション支援センターふくろうで検討しているところであり、その検討結果を踏まえて両団体と協議し、必要な対策を講じたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「情報・コミュニケーション法」（視覚的に情報が獲得できる環境整備、市町村格差是正、市町村での手話通訳者要約費記者派遣事業の実施義務化、手話通訳者の身分保障の充実）整備を求めること。 	<p>「情報・コミュニケーション法」については、障害者基本法の趣旨からも必要性を認識しており、今後の国の動向を注視していきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「手話言語法」の早期法制化。（国際障害者権利条約で認められた手話を言語として認めることでの法的地位の獲得による普及）。また県独自の「手話言語条例」を制定す 	<p>手話がコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として一つの文化を形成していることから、手話をもっと身近なものとなるような環境整備を進めるために、「手話言語法」の法制化は重要と認識しており、今後の国の動向について注視していきたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
ること。	なお、県独自の「手話言語条例」については、今後の国の動向を踏まえて検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年10月から法律に位置付けられた視覚障がい者の「同行支援事業」に対応するヘルパー養成の拡充と支給量の保障を。 	<p>市町村からは同行援護事業に対応するヘルパーや当該事業の支給量が不足しているという意見は聴いていない。</p> <p>なお、支給量に不足が見込まれる地域があれば、市町村と連携してサービス量の確保を図りたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の採用試験に点字試験を位置づけること。 	<p>全盲の視覚障害者を非常勤職員として雇用して、適応可能な業務の範囲などを検討してきたが、重度の視覚障害者については、採用後の業務上での活用や条件整備などになお検討すべき課題があることから、平成25年度においては点字試験による採用試験の実施は考えていない。</p>
⑩知的障害者を雇用する、県庁障がい者ワークセンターの雇用枠を拡大すること。	法定雇用率の引き上げなど障がい者の雇用確保については重要課題と認識しているが、ワークセンターに集約できる業務量等を考慮した結果、平成25年度においては、今以上の雇用枠の拡大は考えていない。
⑪障がい者の通勤のためのヘルパー制度の創設を。	国において、重度身体障害者等を雇用している事業者が通勤援助者委嘱等これらの者の通勤を容易にするための措置をとった場合、これにかかる費用の一部を助成する重度障害者等通勤対策助成金が設けられていることから、通勤のためのヘルパー制度の創設は考えていない。
⑫障がいのある人たちの地域社会での生活には、余暇支援も重要である。誰もがいつでも利用・参加できる各種文化・スポーツサークル、施設整備の充実整備をすること。	<p>障がい者が地域で心豊かに暮らすために芸術文化やスポーツの振興は重要であることから、障がい者の芸術文化サークルへの活動助成、地域のスポーツ教室の拡充や知的障がい者スポーツの振興等を行う事業について、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県障がい者アート推進事業 29,448千円 ・ 障がい者スポーツ機会創出事業 2,654千円 ・ 障がい者スポーツ振興事業 33,483千円
⑬災害時の障がい者等の要援護者支援のため、要援護者の把握と関係機関の支援体制整備を急ぐこと。また避難訓練等、避難施設のバリアフリー化への支援をすること。	<p>東日本大震災、相次ぐ台風での風水害など、改めて災害はいつ発生するか予測がつかないため、障がい者や要介護者等の要援護者の把握や安否確認、避難誘導などの体制を整備することは喫緊の課題であると認識。そのため、庁内でもワーキンググループ（危機管理局・福祉保健部）を設置して、相互に協力しながら、県としての取組を検討・実施をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度に創設した「支え愛基金」を活用して、市町村と連携して行う要援護者対策（避難訓練、避難施設のバリアフリー化を含む）への支援の実施。 ・ 平成24年度から「支え愛マップづくり」を通して自治会・集落単位で要援護者の把握や避難支援者の確保、避難訓練の実施。 ・ 当初予算において、障がい者団体等が行う防災等への支援について検討している。 <p>今後とも、県としても、市町村の要援護者対策の状況を把握しながら、必要な対策を市町村とも連携しながら講じていくこととする。</p>
(7) ハンセン病療養所を国家公務員の削減計画から除外し、重度化している入所者の夜間介護体制の充実を求めること。	平成24年8月23日の統一交渉団（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会）と厚生労働大臣の面談で、以下のとおり合意がな

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>されている。</p> <p>「国家公務員削減計画の国立ハンセン病療養所への適用に関して、厚生労働省は、入所者が良好かつ平穏な療養生活を営むことができる環境整備が重要と認識し、引き続き必要な人員の確保ため総務省への要請を行うとともに医療介護の体制充実に努める。」</p> <p>今後、国の当初予算の中で、具体的な対応が講じられるのではないかと認識している。</p>
<p>(8) 県社会福祉協議会関係</p> <p>①運営費助成の拡充、特に正規職員が増員できるようにすること。そのためにも人件費部分を別枠での複数年の交付金制度で対応すること。</p>	<p>平成24年度サマーレビュー（事務事業見直し）を通じ、地域福祉分野への重点化や交付金制度導入による正規職員比率の向上など、県社協の機能強化の方針をとりまとめた。</p> <p>その方針に従い、当初予算において、県社協が本来行わなければならない重要な事業を「基幹事業」と位置付け、その「基幹事業」を交付金制度で安定的に助成支援することにより、正規職員の比率を高めた組織体制への転換を図り、職員の専門性や企画立案能力の向上を目指すことを検討している。</p> <p>鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業 238, 448千円</p>
<p>②地域福祉権利擁護事業が充実できるよう予算の増額。特に、東部(2人)・中部(2人)・西部(2人)に設置されている専門員は、35人で1人の配置基準であるため、69人まで1人で担当することになり、対応に困難が生じている。このたび西部にあと1名増員できるようにするため、支援すること。</p>	<p>西部地区においては、国基準を超える契約件数が見込まれることから、現行2名の専門員を3名に増員することし、当初予算において検討している。</p> <p>・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業（日常生活自立支援事業） 49, 168千円</p>
<p>③生活福祉資金貸付事業は、悪化が続く経済状況の中で返済困難となっており、生活自立支援に必要な人員体制整備のため予算を増額すること。</p>	<p>平成24年9月補正において、借受世帯に対する自立支援活動、償還指導を行う「償還指導員」を県社会福祉協議会に新規に2名配置しており、平成25年度も当初予算の中で継続実施を検討している。</p> <p>・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業（生活福祉資金貸付事業） 37, 918千円</p>
<p>④みんなでやらいや「わが町」支え愛活動支援事業の予算拡大、スーパーバイザーの設置継続支援を。</p>	<p>スーパーバイザーを引き続き設置できるよう、平成25年度当初予算においても検討している。</p> <p>また、わが町支え愛活動支援事業も、災害時要援護者対策事業の一環として、100ヶ所の町内会が取り組めるよう、当初予算の中で検討している。</p> <p>・みんなで支え愛！要援護者支援対策推進事業（県社協機能強化事業）5, 926千円</p>
<p>⑤老人クラブ連合会、単位老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会の補助金の継続と増額。特に県連合会補助金は、成果主義や実績主義ではなく、クラブが自由に使える制度として継続すること。</p>	<p>関係者と議論を重ねた結果、老人クラブは「社会貢献活動など『支え愛』を推進する地域における貴重な財産」と判断、補助金交付を継続することとし、当初予算の中で検討している。このうち、県老人クラブ連合会に対しては、支え愛活動の普及促進を図るための啓発事業を新たに行っていた内容も含めている。</p> <p>・いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 52, 593千円</p>
<p>⑥県手をつなぐ育成会が行おうとしている、知的障害者安心サポートファイル作成モデル事業（親亡き後への障害者本人の生育歴・生活歴の記録）への支援、県育成会事</p>	<p>知的障がい児・者の保護者が特に抱く「親亡き後」の不安や悩みを少しでも取り除くツールとして、本人の育成歴や生活歴、関係機関情報、緊急時支援情報などを記録する「安心サポートファイル」を作成、配布、普及啓発を行う事業について、当初予算編成の中で検討している。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
業（障害者社会参加促進事業）「知的障害者の権利擁護事業」の継続支援を。	<p>・知的障がい者「安心サポートファイル」作成事業 1,700千円</p> <p>なお、「知的障害者の権利擁護事業」については、権利擁護の専門人材が相談から支援までを行う「成年後見支援センター」が来年度には県下全域で立ち上がること、また、当該センターにおいて権利擁護に関する啓発の取組も行われる予定であることから、平成24年度限りで事業終了とする。</p>
⑦県肢体不自由児協会が発行する、療育指導誌「いずみ」の発行支援、県肢体不自由時大会事業への支援を継続すること。	<p>県肢体不自由児協会による機関誌「いずみ」の発行及び県肢体不自由児・者父母の会が実施する県大会への支援について、当初予算において検討している。</p> <p>・障がい児保護費（鳥取県肢体不自由児協会等補助金） 750千円</p>
【3】こども・子育て・いじめ問題・教育	
<p>(1) こどもの貧困率が14.2%、一人親家庭54.3%と深刻である。</p> <p>①就学援助は一般財源化から元の国庫補助制度にもどし、増額を求めること。</p>	<p>要保護児童・生徒については、現在も引き続き国庫による援助が行われているが、準要保護児童・生徒については、国庫補助制度は廃止されたものの、地方交付税で必要な財源措置がされているため、国へ制度改正を求めることは考えていない。</p>
②現在は凍結されている児童扶養手当の削減計画を撤回すること。	<p>児童扶養手当は国の制度であり、現在、無期限で凍結されているところであるが、一部支給停止の適用除外の条件も過度に厳しいものではなく、現行の制度について特段の支障はないものと考えており、国へ要望するつもりはない。</p>
<p>(2) 就学前の全ての子どもの医療費の無料化を求めること。県小児医療費特別助成制度は完全無料化し、18歳までの拡大すること。自治体が独自支援する際の国保減額のペナルティーをやめるよう求めること。</p>	<p>医療機関における適正な受診のためには、医療費の患者負担は必要と考えており、窓口負担を完全無料にすることは考えていない。また、子ども医療費助成については、平成23年4月から全市町村で足並みをそろえ、対象年齢を小学校就学前から中学校卒業までに拡大したところであり、当面は制度の定着と円滑な運用に努めることとしたい。</p> <p>国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置（ペナルティー）は、従来から国に見直し要望を行っているところであり、今後も要望を行っていききたい。</p>
<p>(3) 「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がんワクチン」の定期接種化と同時に無料が継続するよう、国の確実な補助金設定を求めること。</p>	<p>現在、国基金事業として実施されている「ヒブワクチン」「小児用肺炎球菌ワクチン」「子宮頸がんワクチン」の3ワクチン接種への公費助成は今年度末で終了し、平成25年度以降は定期接種化の方向で、国による準備が進められているところである。また、定期接種化の財源として、住民税の年少扶養控除廃止による地方増収分を充てるよう調整が進められている。</p> <p>なお、県では、当初予算にあたって、これら3ワクチンの定期接種化と国における財政措置を要望した。</p>
<p>(4) 直接契約で保育の公的責任を投げ捨てる「子ども子育て新システム」の中止を求めること。</p>	<p>「子ども・子育て新制度」は、市町村が保育の実施主体となり、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みの構築が明記されている。</p> <p>また、措置からサービスへという福祉の流れがあり、それ自体は否定すべきものではないと考える。</p> <p>なお、新制度の制度設計に当たっては、国と地方自治体との協議が行われることになっており、そ</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	うした場を活用して必要な意見具申等を行っていききたい。
<p>(5) 市町村と連携して特に市部で不足している保育所を増設すること。きめ細やかな保育ができるよう、特に1歳、3歳、4・5歳児で手厚い保育士配置となるよう支援し、配置基準を拡充した条例化も検討すること。特別支援保育、延長預かり保育支援の一層の充実をはかること。</p>	<p>保育所の増設については、安心こども基金を活用した整備等について市町村に引き続き働きかけていきたい。保育士配置については、従来から行っている1歳児に係る特別配置(6:1→4.5:1)に加え、新たに3歳児に係る特別配置(20:1→15:1)について当初予算による対応を検討している。</p> <p>なお、手厚い配置基準の条例化については、今後の課題として認識しており、現場の意見を聞きながら検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に対する総合支援事業(3歳児保育士特別配置事業) 40,530千円
<p>(6) 保育料への支援と、幼稚園の就園奨励費対象を拡大し、保護者の負担を軽減すること。</p>	<p>保護者負担の軽減の観点から、保育料の支援については、全国トップレベルの手厚い内容で行っているところであるが、引き続き実施するよう当初予算の中で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県多子世帯保育所保育料軽減子育て支援事業 319,985千円 ・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 36,428千円 <p>幼稚園就園奨励費については、国の来年度予算概算要求において、補助単価の引き上げや補助対象の拡大が検討されており、保護者負担の軽減が見込まれる。</p>
<p>(7) 私立幼稚園の運営費補助金の積算・配分方法は、私立中学・高校に準じたものにし、総額が下回らないようにすること。</p>	<p>私立幼稚園に対する運営費補助金については、私立幼稚園の教育内容の充実(特別支援教育、チーム保育等)や預かり保育、子育て支援活動など、幼稚園の振興が図られるよう本年度と同規模の予算を確保するよう当初予算の中で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園運営費補助金 833,029千円
<p>(8) 幼稚園園舎をはじめ遊具の老朽化対策、大規模改修の県補助事業を継続すること。</p>	<p>引き続き私立幼稚園の老朽化した施設の大規模修繕等に係る経費を助成するよう当初予算の中で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園施設整備費補助金 22,764千円
<p>(9) 幼稚園の県の所管部署は、教育として位置付けられてきた経過を反映した担当部署とすること。</p>	<p>幼稚園は子育て施策の一部を担う重要なものとして、子育て環境の充実と幼保一元化の流れも踏まえ、平成19年度に教育・学術振興課から子育て施策全般を所管する子ども家庭課(現:子育て王国推進局子育て応援課)に所管を移し、県民にわかりやすいように子育て関連施策を一体的に進めてきたところであり、引き続き現在の担当部署で推進していく。</p>
<p>(10) ゆたかな放課後の生活・遊びを保障する学童保育県ガイドラインを設定すること。全小学校設置に向け支援すること。専門性が求められる指導員にふさわしい給与水準となるよう支援すること。ひとり親家庭やきょうだい同時入所の際の学童保育の保育料軽減制度を創設すること。</p>	<p>子ども・子育て新制度の施行に伴い、放課後児童クラブに係る具体的基準については、市町村条例で定めることとなる。各市町村で、平成19年10月に厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」を参考に、実施主体である各市町村がそれぞれの実情に応じて対応されることが望ましいと考えている。</p> <p>運営費に係る支援については、これまでも国基準に上乘せし県単独で補助しているところであり、引き続き支援を行うよう当初予算の中で検討している。</p> <p>また、ひとり親家庭や兄弟同時入所の保育料減免制度は市町村がそれぞれの判断で行っており、県</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>として制度の創設は考えていない。</p> <p>・放課後児童クラブ設置促進事業 352,732千円</p>
<p>(11) 保育専門学院を継続すること。保育士養成学校に通うすべての学生に対し返済不要の奨学金制度を創設すること。</p>	<p>保育専門学院は、施設、幼稚園教諭免許の取得、教員体制に課題があることから、県議会での議論や関係者の意見を踏まえ、11月議会で鳥取短期大学に一本化する方針を公表した。あわせて、経済的困窮家庭の方の経済的自立支援という同学院がこれまで果たしてきた役割を踏まえ、保育専門学院と同等の学費で鳥取短期大学を利用することができるよう修学金の貸付を行うとともに、県内保育所等に一定年数勤めた場合は返還を免除する制度の創設を当初予算で検討中である。</p> <p>なお、保育士養成学校に通うすべての学生を対象とした奨学金制度については、国において新たに創設される予定である。</p> <p>鳥取県保育士等修学資金貸付事業 6,000千円 [債務負担行為] 鳥取県保育士等修学資金貸付事業 153,600千円</p>
<p>(12) 婦人相談所の生活指導員は正規職員を継続し、経験を積んで、系統的な支援ができるようにすること。</p>	<p>婦人相談所の生活指導員については、心理療法担当や社会福祉主事等とチームとなって一時保護中の女性に対する直接支援を行っているところである。この支援体制については、限られた職員定数の中で、よりよいサービスを提供できるよう現場の意見も聞きながら見直しを行っているものであり、現状と変わらぬ系統的な支援を行うのは当然の前提である。</p>
<p>(13) いじめ問題解決 ①数値目標をかかげるやり方では隠ぺいの助長になるばかりである。数値目標達成といった学校や教育委員会の都合ではなく、子どもの命が優先されることを明確にし、少しでもいじめの可能性があれば、教職員・保護者ぐるみで対応する体制を確立すること。</p>	<p>いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを、教職員は十分認識しながら、児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」「絶対に守る」という意思を伝えるとともに、家庭や地域社会と協働して解決を図ることが重要と考えている。</p> <p>学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、学校だよりなどを通じて日頃から積極的に公表し、保護者の理解・協力を得ながら「信頼される学校づくり」に努めていくよう、昨年10月に改定した「鳥取県いじめ対策指針」や管理職によるいじめ不登校対策会議、各研修会等において、各学校に啓発している。</p>
<p>②こどもの権利条約を生かした学校教育を行うこと。</p>	<p>子どもの権利条約等に基づいて、子ども自身がその権利について正しく学習し、自他の権利の大切さを認めながら、権利の主体としての意識を育てる学習に取り組んでいる。</p>
<p>③「厳罰主義」では、いじめる子の屈折した心をさらにゆがめることになる。加害者が心から反省し、いじめをやめるまでの対応を重視すること。</p>	<p>いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることから、日頃から、社会性や規範意識、思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育むことを重視している。</p> <p>また、学校では児童生徒一人一人が安心して活躍できる「授業づくり」や「集団づくり」に取り組んでいる。</p> <p>従来から、いじめへの対応においては、加害者に対しては、心から反省し、いじめをやめるまでの経過を重視しながら対応している。</p>
<p>④教員の多忙化を解決し、子どもと教師、保護者を支える</p>	<p>教職員が子どもに向き合う時間を確保するためにも、専門的な知識・技能をもった職員を配置</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>スクールカウンセラーを増員すること。</p>	<p>していきたい。 スクールカウンセラーについては、引き続き相談体制を強化するため、相談時間の増加を検討している。</p>
<p>⑤いじめの深刻化の背景にある子どもたちのストレスを取り除くこと。</p>	
<p>・抽出から悉皆調査にもどされようとしている全国いっせい学力テストの中止を求めること。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学習到達度や理解度、学習環境や学校における指導方法等の状況を把握し、学習状況の改善につなげているものであり、市町村教育委員会や学校では調査結果を受けて学力向上対策に取り組んでいる。 活用する力や理数教育などの課題を踏まえ、その成果を検証し、また、児童生徒一人一人にあった指導・支援ができるよう、今後も調査が必要であると考えている。</p>
<p>・競争教育を改め、わかるまで教え・助け合いながら学ぶことを大切に、深く考える教育への転換をはかること。主権者としての人格完成の教育へと転換すること。</p>	<p>教育においては「生きる力」を育むことが重要だと考えている。 学びの場面においても、他者と協調しながら、互いの考えを伝え、自分の考えや集団の考えを発展させていく学びあい、高めあいが大切であることを研究会・研修会等で啓発している。</p>
<p>・子どもたちの心を縛り付け・管理する「内申点」は、あり方を再検討すること。</p>	<p>高校入試の調査書の評価においては、平成17年度から目標に準拠した評価を取り入れており、従前の相対評価のように、人数を定めて行う評価は行っていない。</p>
<p>(14) 教育への政治的介入と上意下達を助長する教育振興協約を廃止し、民意の反映というなら、関係者で構成する「教育審議会」の充実をはかること。</p>	<p>教育振興協約は、知事部局と県教育委員会が協力して教育課題の解決に取り組んでいくことを目的として締結したものであり、現行教育関連制度の枠組みの中で、教育内容の向上を図ることができる極めて有効な仕組みと考えており、廃止はしない。今後とも、PDCAサイクルによる協約見直し等を行いながら、多様な民意を反映した教育改革を進めていく。</p>
<p>(15) 教育委員会廃止論は、首長が教育を直接支配するものである。形骸化している教育委員会制度を改善するため、首長任命から住民公選制とし、住民の声に耳を傾け意見を反映するシステムを構築し、透明性の高い組織に改革すること。</p>	<p>教育委員会制度については、現在、国において議論が進められているところであり、その動向を注視していきたい。</p>
<p>(16) 勉強も含め子どもへの対応は、教職員が一丸となっではじめて、子どもに寄り添った対応の知恵が出るものである。教員をランク分け・分断するエキスパート教員制度は廃止し、集団指導を保障する職員会議の位置づけを明確化すること。学校評議員制度は、地域住民や保護者だけでなく、教員や生徒の参加を保障すること。</p>	<p>エキスパート教員認定制度は、他の教員のモデルとなるような教育実践を行っている教員の優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図ることを目指しており、教員をランク付けしたりするものではない。 また、職員会議は、学校教育法施行規則第48条で、「校長が主宰する」と規定されており、校長の責任と権限において職員会議を管理し運営している。 なお、学校評議員は、学校教育法施行規則第49条で、「当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該学校の設置者が委嘱する」と規定されており、校長が保護者や地域住民などに学校運営についての意見を聴く制度である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(17) 教育振興計画の、教育内容への数値目標設定や、目標達成のための「PDCAサイクル」をやめること。	<p>教育振興基本計画及び教育行政の点検評価は、その計画策定及び評価の実施がそれぞれ教育基本法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律により定められているものである。</p> <p>一方で、数値目標の設定が過度の負担となり、学校運営に支障が生じることのないよう、設定に当たっては、適切な内容となるように検討したい。</p>
(18) 身分を不安定にし、モノ言わぬ教員をつくる教員免許更新制度を廃止し、教員の自主的な研修を保障すること。現状での更新制度は、義務付けるのであれば無料にすること。	<p>免許更新制度の在り方については、中央教育審議会における審議など、教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しを行う中で、総合的に検討されている。</p> <p>受講料については、開設者である大学等が必要経費を受益者負担として徴収しているものであり、無料化は困難であるが、本県では受講料の経済的な負担軽減策として、互助会で助成事業を行っている。</p>
(19) 子どもより、目の前の成果を気にし、「上の顔色を伺う」ことを助長する、校長や教育委員会が評価する「教員評価制度」を廃止し、教員評価は子どもや保護者とともに考えるものへと改定すること。	<p>教職員評価・育成制度は、地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、教職員の意欲・能力・実績などを評価し、資質・能力の向上を図ることで、学校教育の一層の充実につなげることを目的として実施している。</p> <p>教職員としての資質、能力をのばし、組織の一員として、校長との信頼関係のもと、よりよい学校教育を実現させるための制度であり、廃止することは考えていない。</p>
(20) 臨時教員は現場経験を評価し、優先的に正規採用となるようにし、非正規の教員をなくすこと。	<p>「臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をもあたえるものではない」と地方公務法第22条第6項に規定されており、臨時教員を優先的採用することはできない。</p> <p>また、学校統廃合や児童生徒数の減少に伴う定数減に対応するなど教職員定数を管理する上で、非正規の教員をなくすことはできない。</p>
(21) 全員入学も含めた制度となるよう、高校入試制度を検討すること。	<p>高等学校は義務教育ではないため、高校入試制度において、全員入学を検討することは考えていない。</p> <p>また、入学者選抜においては、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行うこととしており、志願者数が定員に満たなかった場合でも、合格とならない場合もあると考えている。</p>
(22) 高校授業料の無償化の継続と、私立学校へのさらなる拡充を求め、子どもを分断する所得制限導入には反対すること。返済不要の給付型奨学金制度の創設を求め、県独自制度の創設も検討すること。当面、通学費、入学金、教科書、教材、制服、修学旅行、部活動支援等の支援内容を特化した独自支援制度なども検討すること。	<p>今後の高校の授業料無償化のあり方などについては、制度を所管する国において検討が進められるものと承知しており、県としてはその推移を見守っている。</p> <p>低所得世帯を対象とした給付型奨学金の創設については、本年1月に国に要望したところであり、今後も引き続き就学支援の拡充について国に要望したい。</p> <p>また、平成22年度から高校の授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担を考慮し、貸与月額を減額することなく、十分な新規貸与枠を確保し、所得要件を満たしている申請者全員を奨学生とし、奨学金の貸与を行っているところである。</p>
(23) 子どもたちの将来の選択幅を広げ、広く一般教養が学べるよう、高等学校の普通科を増やすこと。特に現在	<p>平成24年10月に、今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成25年度～平成30年度）を策定したところであり、今後の学科構成比の在り方など学科やコースの在り方については、今</p>

要望項目	左に対する対応方針等
普通科がない、日野地区には設置すること。	<p>後の産業構造の変化や生徒や保護者、地域等のニーズを踏まえながら検討することとしている。</p> <p>なお、日野高校については、現在、地域の行政関係者や学校関係者などで組織する協議会で、その在り方の検討が進められており、今後も地域と連携しながら、特色や魅力のある学校づくりを進めていくこととしている。</p>
<p>(24) 私立学校支援充実</p> <p>①私学助成に係る国庫補助制度の堅持及び、運営費補助金の1/2助成実現など一層の支援の充実を求めること。</p>	<p>私学助成については、私立学校振興助成法に基づき国において所要の予算措置が行われている。</p> <p>また、本県の私立中・高等学校への運営費補助については当該国庫補助に加えて一般財源による上乘せを行い、全国的に最も高い助成水準としており、引き続き現在の水準を維持していきたい。</p>
<p>②私立高等学校施設の耐震化支援は国公立学校と同等を行うこと。</p>	<p>耐震化支援については、これまでも国に対して耐震補強に関する補助金の補助率引き上げ及び改築費用を補助対象化することを要望している。</p> <p>〔公立学校補助率〕 耐震補強 Is値0.3未満：2/3、Is値0.3～0.7：1/2 改築 Is値0.3未満：1/2、耐力度調査結果5千点以下：1/3</p> <p>〔国への要望（私学関係）〕 耐震補強 Is値0.3未満：1/2、Is値0.3～0.7：1/3 改築 補助対象外</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>耐震補強 耐震化が必要な全ての建物：2/3 改築 補助対象化</p> <p>なお、県では、耐震補強（国1/2又は1/3、県1/6）及び改築（建替え；県1/2）に対する補助に加え、平成23年度から、解体撤去費の補助対象化、施設設備に係る借入に対する利子補給補助金の支給期間を延長（最長7年→10年）といった単県の制度拡充を行い、平成26年度末までに概ね9割が耐震化されるよう、事業予算の確保に努めている。</p>
<p>③県内私立高等学校の情報通信機器は更新の時期をむかえており、整備充実のため支援を行うこと。</p>	<p>平成25年度の運営費補助金の単価改定から、パソコン整備に加えコンピュータソフトの費用についても、所要額を計上することとした。</p> <p>算入に当たっては、生徒用及び教職員用のパソコン及びソフトの整備に必要な最新の経費について各私立高校から調査の上、標準的な仕様のパソコン及びソフトを5年リースした場合の年間経費相当額を学校単価（1校当たり）及び生徒単価（1人当たり）に盛り込んだ。</p> <p>さらに、教育活動に使用する専門的なソフトの整備経費についても、新たに補助対象に加えることを検討している。（補助率1/2）</p> <p>・私立学校教育振興補助金（専門ソフト整備助成事業） 6, 114千円</p>
<p>④県独自の私立高等学校就学支援金制度の充実をはかること。</p>	<p>公立高校の授業料無償化に伴い、私立高校については国において就学支援金制度が創設され支給されているところであるが、保護者の所得状況によっては、1.5倍または2倍に加算した就学支援金が支給されている。</p> <p>また、本県では私立高校の私立高校の運営費について全国一手厚い助成を行っており、授業料も最も安くなっている。さらに、低所得世帯については、授業料や授業料とあわせて納付されている</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	施設設備費等の一部についても県の減免制度により支援を行っているところであり、県独自の就学支援金の上乗せなどは考えていない。
⑤私立中学校就学支援金制度を堅持し、増額すること。	引き続き、私立中学校就学支援金制度を継続できるよう、所要の経費を計上した。また、本県においては私立中学校は全て中高一貫校であることから、高等学校就学支援金と同様の制度としており、中学分の増額は考えていない。
⑥私立学校の教職員の教育力アップの研修費支援として、年1回の中国地区教育研修会への会場・講師等運営費経費の一部補助をすること。	中国地区私立幼稚園教育研修会は、(財)とっとりコンベンションビューローが実施しているコンベンション開催助成費補助金の対象になると聞いており、そちらを活用いただきたい。
⑦専修各種学校部会のガイドブックの作成補助を継続すること。	当該ガイドブックについては、平成24年度に作成した版下を活用し、おおむね印刷費のみでガイドブック作成が可能であると考えられることから自己財源によるガイドブック作成をお願いしたい。 なお、平成24年度については、ガイドブック作成の初年度であり、編集・版下作成費等が発生することから、県として臨時的に補助を行ったものである。
⑧私立専修学校教育振興補助金の充実（補助の割合を高等課程設置は2/15を3/15へ、その他の専修学校は1/15を2/15へ）。技能教育施設運営費補助（不登校・ひきこもりなどの学生の高校卒業資格取得のため助成）と授業料減免措置の継続を。県内企業就職内定者の自動車講習及び合宿講習への費用補助、高齢弱者に対する交通安全教室に対する補助、教習用自動車の非課税措置（課税は全国4府県になった）の実施を。	職業若しくは実際生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的に設置されている私立専修学校の運営費に対する国の補助はなく、県単独で補助を行っている。専修学校は教育内容が学校によって様々であり私立高校のような制度としがたいため、教育管理費の一定割合に対し助成を行っているところであり、補助率の引き上げは考えていない。ただし、中学校卒業者を受け入れる高等課程設置校については、平成20年度から補助率を1/15から2/15に引き上げている。 なお、高校卒業資格を取得可能な技能教育施設指定を受ける専修学校については、高校並みの一人あたり40万円を超える助成を行っている。 技能教育施設への運営費助成及び授業料減免制度については、引き続き、事業が継続できるよう、所要額を計上している。 自動車学校の教習車については、その用途に一定の公益性は認められるが、自動車教習事業は収益事業であり租税公課については利用料金等に転嫁することも可能であることから、一般の収益事業者との公平性を図る観点から、経営資産である教習車の所有にあたっては、(固定資産税に替わる)資産課税の対象として自動車税の負担をお願いすべきと判断し、関係者の理解を得た上で従前の全額免除から現行の自家用税率と営業用税率の差額を減免（営業用車両並課税）する制度へと見直す改正条例案が平成19年2月議会で議決されたものであり、改めて見直す予定はない。
⑨私学振興会の退職金給付資金給付制度及び共済制度に対する補助率の堅持、私立学校経営相談事業に対する補助金の堅持を。	引き続き、事業が継続できるよう、所要額を計上している。
(25) 少人数学級は、現状の33人以下から30人以下学級へ	市町村の協力のもと、平成24年度から小学校3～6年、中学校2・3年の35人以下学級

要望項目	左 に対する 対応方針等
と発展させること。	を行ったところであり、現在のところ30人以下学級へさらに拡充することは考えていない。
(26) 特別支援教育 ①基準のない特別支援学校の教室面積は、子どもたちの心地よい環境となるよう県が基準を設けて改善をはかること。生徒が増えている白兔養護学校高等部の教室増設を。	特別支援学校においては学校施設設備の設置基準が定められていないが、文部科学省が示している「特別支援学校施設整備指針（平成21年3月31日改正）」を参考とし、多様な障がい配慮した環境整備に努めていきたい。 白兔養護学校高等部の教室増設については、今後は生徒数の横ばい又は減少傾向が予想され、琴の浦高等特別支援学校の開校による生徒数への影響も踏まえながら、検討を行いたい。
②通級指導教室の教員体制の充実と、学校職員が同行しての通学支援を行うこと。	通級指導教室の開設については、市町村教育委員会からの要望を受け、国からの加配教員を配置しているところである。今後も児童・生徒にとってより効果的な教員配置となるよう、取り組んでいきたい。 なお、通学支援については考えていない。
(27) 鳥取県小学校体育連盟主催の鳥取県小学校運動記録会開催事業への支援を昨年度同様に継続すること。	平成25年度についても、鳥取県小学校体育連盟によるスポーツ大会の開催を支援することを検討している。 ・県小学校運動記録会開催事業 450千円（24年度同額）
(28) 鳥取県中学校総合体育大会各競技運営費補助金（40万円）、中国ブロック中学校選手権大会運営費補助金（56万円）、全国大会・中国ブロック大会選手派遣補助金（160万円）を昨年度と同様に支援すること。	平成25年度についても、鳥取県中学校体育連盟によるスポーツ大会の開催及び全国大会等への生徒の参加を支援することを検討している。 ・全国・中国中学校体育大会派遣事業 1,600千円 ・中国中学校体育大会開催事業 560千円 ・県中学校総合体育大会開催事業 400千円
(29) 鳥取県高等学校体育連盟主催の鳥取県高等学校総合体育大会補助金（90万円）及び、中国ブロック高等学校選手権大会開催補助金（1種目14万円、合計126万円）、全国高等学校総合体育大会派遣の費用支援（3733万円）を昨年度と同様に支援すること。	平成25年度についても、鳥取県高等学校体育連盟によるスポーツ大会の開催及び全国大会等への生徒の参加を支援することを検討している。 ・全国高等学校総合体育大会派遣事業 37,326千円 ・中国ブロック高等学校体育大会開催事業 1,260千円 ・県高等学校総合体育大会開催事業 900千円
(30) 県PTA協議会が行う、調査研究研修事業、機関誌発行事業、県PTA研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業、PTA指導者支援事業、中四国及び全国PTA研究大会派遣事業支援を継続すること。	平成25年度も引き続き調査研究研修事業、機関誌発行事業、研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業、PTA指導者支援事業・調査研究大会派遣事業への助成を行うことも検討している。 ・社会教育団体による地域づくり支援事業 8,445千円 （うち、鳥取県PTA協議会への補助 990千円）
(31) 武道必修化にともなう、部道具の保護者負担の軽減を行うこと。	平成24年1月の調査では、県内19市町（学校組合）教育委員会のうち、保護者に武道具の負担をお願いしているのは5市町である。皮膚病等の感染防止や衛生面の配慮から、いずれも保護者に説明し、理解を得て負担をお願いしているとのことである。 保護者負担の軽減策については、基本的には市町の判断によるが、県としては武道必修化による市町の取組を情報提供するなどしたいと考えている。
(32) 学校給食費への県独自支援を行い、保護者負担軽減を行うこと。	学校給食は、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者が、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされていることから、県の

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	独自支援については考えていない。
【4】生活環境	
(1) 国府町鳥取プレイランド跡地への産廃不法投棄は、住民意見を尊重して、県が権限をもって現地調査を徹底して行い、廃棄物撤去まで責任をもって対応すること。	<p>プレイランド跡地への不法投棄については、現在及び過去の土地所有者等に対して廃棄物処理法に基づく報告徴収や関係者への聞き取りを実施し、警察とも連携しながら投棄者特定に向けて調査中である。</p> <p>また、住民の不安を解消するため、県で不法投棄箇所のボーリング調査を行い廃棄物の埋立状況を確認中であり、その結果と対応等については地元住民に説明していく。</p>
(2) 東部広域管理組合の可燃物ごみ処理施設は、知事意見にもとづく環境影響評価を徹底し、従わない場合は認可しないこと。また県のごみの広域化計画を撤回し、ごみの減量化の計画をもつよう各市町村に徹底し、大型可燃物処理施設の設置方針の転換を求めること。	<p>環境影響評価については、事業者（鳥取県東部広域行政管理組合）が、準備書の知事意見を踏まえた評価書を1月21日に県に提出した。</p> <p>今後は、事業者に対して、評価書に関する知事意見書を提出するなど、引き続き、鳥取県環境影響評価条例の手続きに則り、事業実施による環境影響の回避・低減が図られるよう、知事意見書の指摘事項を踏まえた評価書の修正と適切な環境保全措置の実施を求めている。</p> <p>ごみ処理の広域化について、国はダイオキシン類の排出削減に加え、効率的な熱回収を推進するため引き続き推進しており、県としてもごみ処理の効率性や経済性等の面で一定のメリットがあると認識している。また、一般廃棄物の処理については市町村の責務であり、地域の実情や効率性・経済性等を考慮しつつ、住民とのコンセンサスを図りながら施策の方向性を決定していくべきものと考えている。</p>
(3) 県関与の産廃処分場の建設を中止すること。産業廃棄物処分適正処理基金は使い道をリサイクルにも重点的に使えるようにすること。	<p>産業廃棄物最終処分場は、企業誘致や産業の安全保障の面など本県の健全な産業活動を進めていく上で必要不可欠な施設であり、その確保にあたっては、周辺的生活環境に配慮し、地元住民の不安を解消していくことが何よりも重要なことから県も積極的に関与していく。</p> <p>産業廃棄物適正処理基金の用途については、その財源である産業廃棄物処分場税で産業廃棄物処理施設の設置促進と再生処理の推進等と規定している。どちらも重要な施策であることから、それぞれの財源に1/2を充当しており、財源が不足する場合は一般財源を充当し施策を推進していくこととしている。</p>
(4) 中海 ①森山堤が60m開削（H21年5月）されて、4年近くになる。その効果についての評価、検証の中間報告をして、住民にしらせること。	<p>中海の水質データ及び経年変化等については、中海会議をはじめ、水質流動会議等の公開の場で、説明を行っているところであり、改善傾向を示すデータもあるものの全体的な効果自体については未だ明確になっていないため、引き続きモニタリング等を継続している。</p> <p>これまでも、水質などの状況変化については、住民団体等の要請に応じて随時説明を実施しており、今後も引き続き、住民への周知には努めて参りたい。</p>
②弓浜既耕地の内水位が上昇しているという声があるが、湖岸堤整備との因果関係を調査し、内水排除について国土交通省・米子市と協議すること。	<p>弓ヶ浜半島の地下水位については、国が6地点を継続観測しており、これまでの観測結果から沿岸水位や降雨が地下水位に影響される傾向にあることがわかっている。地下水位の上昇については、湖岸堤整備の影響ではなく、今年度は例年に比べ中海の水位が高いことから、この影響であると考えている。今後とも国と連携して地下水位の継続調査等によって状況把握に努めていきたい。</p> <p>中海沿岸の農地排水不良対策については、「中海会議」の「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グ</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>ループ」で国土交通省・米子市を含め、検討を行っているところである。</p>
<p>(5) 消費者行政 ①関係省庁で食品表示の一元化が検討されているが、国民が理解しやすい文言に統一するよう求めること。(例えば、加工食品の栄養成分表示のナトリウムはなじみ有る「食塩」とすること。)製造年月日の復活、原料原産地表示の義務づけを求めること。</p>	<p>食品表示の一元化については、現在、国において検討が行われているところであり、今後、具体的な表示基準が示されれば、その内容を検討し、消費者に分かりやすい表示となるよう必要に応じて消費者庁に意見を述べることとしている。</p> <p>なお、原料原産地表示の拡充については現在検討が行われているが、製造年月日については、科学的な根拠を基に消費期限又は賞味期限の表示がなされていることから、表示の義務付けは不要と考える。</p>
<p>②介護保険法や消費者契約法は、「直接契約」「自己責任」の理念がつかぬかれており、高齢者や病弱者などは「契約」の認識が乏しい中で書面に押印している実情がある。契約書等は事業者まかせにするのではなく、利用者個人の利用サービスをわかりやすく明記される「モデル」定款を作成すること。</p>	<p>行政側で契約書の標準様式を定めることは考えていないが、一方で、契約内容が適正であるかどうかの判断に不安がある高齢者が多いのも事実である。そのような方々への支援策としては、高齢者の金銭管理や契約手続の補助、代行などを行う「日常生活自立支援事業」や「成年後見支援制度」があり、県も財政支援を行っているので、その活用を推進していきたい。</p>
<p>③NPO法人消費者協会が実施を予定している「介護施設のサービスの契約実態調査」、過剰包装抑制のための「包装の適正化の実態調査」に対する財政支援をするか、あるいは県と共同実施をすること。</p>	<p>県及び市町村においては、介護事業所に対する監査の際、契約書の日付が正しいか、金額に誤りがないかなど、適正に契約が締結されているかどうかについて指導の一環として確認を行っている。</p> <p>NPO法人消費者協会がどのような調査を予定されるのか、一度、話を聞いてみたい。</p> <p>また、支援の可否については、「包装の適正化の実態調査」の計画内容をお聞きした上で、検討したい。</p>
<p>④集団的消費者回復に係る訴訟制度の創設を求めること。</p>	<p>国は、有識者で構成された研究会で検討を重ねて作成した制度案について、既に平成24年8月から9月にかけて意見募集及び説明会を終え、現在、早期の法案提出を目指して作業を進めているところである。</p>
<p>(6) 住宅政策 ①失業者や生活困窮者の緊急避難対応の県営住宅の部屋数を増やすこと。また同様の対応として雇用促進住宅の活用促進を求めること。</p>	<p>現在、離職者向けの住宅には、建替え等のため政策的に空き家としている県営住宅を提供しているが、離職者から入居希望があれば全て対応できており、戸数が不足している状況にはない。</p> <p>雇用促進住宅については、解雇等に伴い現在の住居からの退去を余儀なくされるなどにより住居を失った求職者などは、空戸があった場合、特例的な入居条件により一時入居が可能とされており、厚生労働省では、問い合わせ先や空戸の情報をホームページで提供している。また、ハローワークは問い合わせや相談に対応することとしている。引き続き、状況をみながら対応していく。</p>
<p>②県営住宅を増築すること。また民間借り上げによる公営住宅を増やすこと。入居の所得基準を15万8千円から元の20万円にもどすこと。</p>	<p>(県営住宅の増築及び借り上げ公営を増やすことについて)</p> <p>人口・世帯数の減少に伴い、10年以内には公営住宅の戸数が入居対象とする住宅に困窮する世帯数を上回ることが予測され、さらに民間賃貸住宅の空き家が1万7千戸存在することを踏まえると増設や民間借り上げをする状況にないと考えている。</p> <p>民間賃貸住宅への高齢者の円滑な入居のため「あんしん賃貸支援事業」の一層の推進やサービス付き高齢者向け住宅制度の活用など民間ストックの活用を推進していく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>(入居基準について)</p> <p>公営住宅法の改正により、公営住宅の入居収入基準を各自治体において定めることが可能となった。平成21年度から適用されている入居の所得基準は、現在の応募者の収入の状況等から見て実情に合致しており、住宅に困窮する低額所得者向けである県営住宅の役割は果たされているものと考えている。今後も入居希望者等の状況をみながら必要に応じて対応する。</p>
<p>③低所得の若者や高齢者の家賃補助制度を創設・充実させること。</p>	<p>高齢者世帯の経済状況等に応じた居住の確保は、既存制度として民間住宅や県営住宅に入居される際の支援を行っている。</p> <p>低所得の若者に対しては、昨年度末に県営住宅条例を改正し、単身の若者でも入居が可能となったところ。また、離職により住宅を喪失し緊急に支援が必要な者に対しては県営住宅を提供している。これらの取り組みにより引き続き低所得層や高齢者の住宅セーフティネットの構築を推進するが、低所得者の若者や高齢者全般を支援対象とする家賃補助制度の創設は考えていない。</p>
<p>④個人住宅の耐震改修の助成率を引き上げること。</p>	<p>「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」において住宅・建築物の耐震改修、建替え等の推進が盛り込まれており、国による平成24年度補正予算及び平成25年度予算の状況を踏まえ、制度の見直しを含め検討する。</p>
<p>(7) 消防法改正で、ガソリンスタンドの老朽化したタンクの交換の期限が1月末（来年までの猶予期間あり）に迫っているが、コストが高いため、中山間地域ではガソリンスタンドの存廃が懸念されている。地域住民の足を守り、灯油の購入保障、災害時のガソリン対応など、多面的な役割を果たすガソリンスタンドが維持できるよう、国の2/3支援に上乗せで県が支援すること。</p>	<p>中山間地域等におけるガソリンスタンドの減少に伴う影響について、現在のところ、県内で住民生活に大きな支障が出ているとの声は聞いていない。しかし、地域によっては、ガソリンスタンドの撤退により日常生活に不便を感じておられる住民の方もいらっしゃると思われるので、市町村と連携し、県外の先進事例を参考にしながら生活支援の仕組みを検討する。</p> <p>・中山間地域の持続可能な生活支援システム実証事業 3,550千円</p>
<p>【5】 原発・エネルギー</p>	
<p>(1) 原発即時ゼロの決断と政府に求めること。原発ゼロの自治体首長の会に加入して原発ゼロの運動を起こすこと。</p>	<p>原子力発電は、重大な事故が起これば広範囲に渡って甚大な被害が発生することから、原子力発電に依存しない電力供給体制を構築していかなければならない。そのためには、安全の確保を大前提にして天然ガス等による高効率の火力発電の推進、再生可能エネルギーの導入促進等を図りながら、可能な限り原子力発電への依存を減らしていくべきであることから、原発を即時にゼロにすることを政府に求めることは考えていない。</p> <p>また、脱原発をめざす首長会議は、基礎自治体の長しか加入できないことになっている。</p>
<p>(2) 島根原発1・2号機稼働と3号機稼働に反対し、廃炉計画をつくるよう求めること。島根原発の今後の方向性については鳥取県民の意見を聞くこと、またUPZに指定された鳥取県として、せめて島根県と同等の安全協定となるよう、引き続き中国電力に求めること。</p>	<p>県としては、1月8日等に、原子力発電所の運転に当たって、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する安全基準に基づき、政府が責任をもって判断するとともに、原子力安全規制行政が、国民の目に見えるように透明化すること、中国電力へ必要な対策を実施するよう厳正な指導等を行うことなどの措置を講じるよう要望している。</p> <p>今後も国の動向を注視しながら、必要に応じて適時要望する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>平成24年10月19日、米子市長、境港市長と話し合い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等を立地県・立地市並の内容の協定とするよう申し入れを行うことで合意し、11月1日には、中国電力本社において米子市長、境港市長とともに、荻田社長に対して安全協定第19条に基づく申し入れを行った。これを受けて11月20日に第1回目の協議会を開催し、地域防災計画の見直し期限となる平成24年度中を目途に協議を進めているところである。</p>
<p>(3) 島根原発の活断層調査は、中国電力まかせではなく、原発推進派以外の学者等に調査・検証を求めること。</p>	<p>国（原子力規制委員会）が、原子力発電所の安全に関する基準の検討を進めているところであり、その動向を注視するとともに、引き続き国及び中国電力に対し安全対策を求めていく。 ※日本原子力発電敦賀、関電美浜・大飯、北陸電力志賀、東北電力東通、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉「もんじゅ」現地調査団は、地震学会等から推薦を受けた活断層の専門家で構成。各原発で、事業者による調査の進み具合に応じて順次現地調査に入る予定である。過去に原発の審査に携わった専門家は対象外である。</p>
<p>(4) 鳥取県原子力防災専門家会議のメンバーの原発関係企業との関係報告は自主申告となっているが、チェックできるしくみをつくること。</p>	<p>県としては、専門家会議委員の中立性・公正性及び透明性を確保するため、国の要件を参考として、委員の欠格要件及び情報公開事項を「鳥取県原子力防災専門家会議設置要綱」に定めて委員からの自主申告により運用している。 申告内容を情報公開し、第三者によりチェックされることで中立性・公正性等が担保されているものと考えている。 なお、国においても、原子力規制委員会を設置するに当たり、委員の中立性・公正性及び透明性の確保を徹底することが必要であるとの考えのもと、原子力規制委員会委員長及び委員の要件を定めている。</p>
<p>(5) 再生可能エネルギー ①EUに学び、2020年までに20%を自然エネルギーでまかなう「再生可能エネルギー開発・利用計画」の策定と着実な実施を求めること。鳥取県も同様の取り組みをすること。</p>	<p>自由民主党と公明党の連立政権合意では、再生可能エネルギーの加速的な導入を進めることになっており、今後、エネルギー基本計画の改定が行われると思われるため、その動向を注視していきたい。鳥取県では現在のところ、2020年までに再生可能エネルギーによる電力自給率が約43%になることを目標として、再生可能エネルギーの導入促進に努めている。</p>
<p>②国がイニシアチブを発揮して、送電網確立に当たるよう求めること。</p>	<p>電気事業者の送配電線網への接続が円滑に実施できるように、送配電線網の強化などの措置を電気事業者と連携して実施することを1月に国へ要望している。</p>
<p>③電源開発促進税を、電力を固定価格で買い取る財源にあてて、電力ユーザーの負担を軽減するよう求めること。</p>	<p>固定価格買取制度による電気料金の賦課金については、平成24年度では0.22円/kWhであり、標準的な家庭における1か月の電気料金に上乗せされる金額は約66円と見込まれており、現在のところ比較的low額であることから、電源開発促進税による電気代の負担軽減を国に求めることは考えていない。</p>
<p>④家庭用太陽光発電への国の補助制度を抜本的に引き上げるよう求め、県の支援も拡充すること。</p>	<p>国の家庭用太陽光発電の補助制度については、太陽光発電システムの価格を踏まえたものになっているため国に補助額の引き上げを求めることは考えていない。また、県においては、国の補助制度、固定価格買取制度、太陽光発電システムの価格を踏まえながら当初予算で県の補助制度の内容を検討している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤自治体の施設や、一定規模以上の建物は、再生可能エネルギーの利用や熱効率の改善を義務付けること。	一定規模以上のエネルギーを消費する自治体、事業者等については、地球温暖化対策条例により、温室効果ガスの排出抑制のための取組に関する計画や達成状況を知事に報告することになっている。当該事業者等が再生可能エネルギーを利用して電力や熱を供給する場合は、その量に応じて自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減量とみなすことができることになっており、再生可能エネルギーの導入促進を図っていることから現在のところ、再生可能エネルギーの利用等を義務付けることは考えていない。
⑥液化天然ガス発電は、石油や石炭より二酸化炭素発生が半分と少なく、電力消費量が一日のうちでピークに達した場合に、供給を機敏に補うのに当面重要な役割を果たすと考えられている。熱電効率が40%から60%にも上がるとされている施設の新設に国が力を入れるよう求めること。石油価格に連動させて価格を高騰させている仕組みを改め、買い取り価格は国際的な価格水準を反映する仕組みとするよう求めること。	自由民主党と公明党の連立政権合意では、火力発電の高効率化等を推進することになっており、天然ガス発電に関することも今後のエネルギー基本計画の改定の論点になるのではないかと想定しており、その動向を注視していきたい。 関西電力は、日本企業では初めて火力発電燃料の液化天然ガスを原油価格ではなく北米の天然ガス市場価格を指標として価格を決定する契約を締結することを発表されている。今後、他の事業者も原油価格に連動しないような仕組みを導入される可能性があるため、現在のところはその動向を注視していきたい。
⑦発送電分離、あるいは送電事業者への再生エネルギー接続義務などルール化し、普及を図ること。	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、電気事業者は発電事業者から電気事業者の送配電線網への接続を求められた時は、定められた正当な理由がない場合を除き拒んではならないと規定されていることから、接続義務強化をルール化することを国に求めることは考えていない。 なお、電気事業者の送配電線網への接続が円滑に実施できるように、送配電線網の強化などの措置を電気事業者と連携して実施することを1月に国へ要望したとともに、中国電力（株）には円滑な系統接続について要請しているところである。
⑧鳥取の地形にあった、小水力発電、バイオマス発電に力を入れること。小水力発電がスムーズにできるよう水利権を自治体判断できるよう、改善を求めること。	企業局では、既存の賀祥ダムを利用した小水力発電所を現在建設中である（予定出力260KW）。その他にも、河川の落差等を利用した小水力発電の調査をしているところであり、3箇所程度の有望地が見込まれている。 本県の特性である、中山間地域に存在する農業用水路等における未利用の水エネルギーを有効活用し、土地改良施設の維持管理費の負担軽減に充てるため、農業用ダム等を利用した小水力発電施設の整備を行っているところである。現在、さらなる取組地区の拡大につながるよう、土地改良区が管理する農業用水路において適地調査を行っているところであるが、基本的な事業の可能性について精査したうえで、発電主体や地元負担についての合意形成がなされた地区から採算性や工事費などの事業可能性について詳細検討することとしたい。 また、1級河川のうち指定区間における小水力発電の水利使用許可については、現在、国土交通大臣が行っているが、平成25年4月以降、この許可権限が県知事へ移譲される予定であり、小水力発電を行う際に必要となる河川法の手続きは改善される見込みである。

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>・農業農村小水力発電施設導入事業 146,000千円</p>
<p>⑨世界第5位の二酸化炭素排出国として排出削減の努力をすること。COP18は2015年までの合意を目指しており、COP17は、京都議定書第2約束期間を2013年1月1日から開始しているが、日本は参加していない。2020年25%削減目標達成のために、県独自に努力すること。</p>	<p>とっとり環境イニシアティブプランで掲げているCO₂排出量2020年25%削減を目指し、再生可能エネルギーの導入促進、節電やノーレジ袋推進等エコライフの実現など、目標達成のための施策について平成25年度当初予算において検討している。なお、今後、国における温室効果ガスの削減目標を踏まえて、必要に応じて県の目標を見直すこともあり得る。</p>
<p>【6】被災者支援、防災対策</p>	
<p>(1)復興基本法を改正し、復興予算は被災地のためだけに付けるようにするよう求めること。</p>	<p>国の復興支援策については、国が被災地の実情を調査し国の責務として決定されるべきことであり、県として要望は行わない。</p>
<p>(2)「個人財産の形成」を原則除外する被災復興支援を抜本的に切り替え、住宅と生業再建を公的支援の原則に据えることを求めること。店舗・事業所・工場の再建に対する支援を行うよう求めること。</p>	
<p>(3)仮設住宅2年限定、被災者失業給付や医療・介護減免措置の一方的な打ち切りではなく、生活と生業再建まで支援するよう求めること。</p>	
<p>(4)被災避難者支援 ①避難が長期化しており、生活費の再支援と制度の継続、住宅支援のさらなる更新を検討すること。被災地との往復交通費支援を検討すること。</p>	<p>生活費の再支援については、県民や企業から寄せられた寄付金等を財源とした支え愛基金を活用し、生活再建に役立ててもらうための支援金を支給することを当初予算において検討中である。この支援金の使途は、被災地との往復交通費や就職活動費など、各世帯の生活再建の必要に応じて活用していただくことを考えている。</p> <p>また、県が行っている住宅支援のうち、県借上の民間住宅については災害救助法に基づき提供しているため、今後も災害救助法に基づき提供する（現行の入居期間に係る取扱いは3年間）。</p> <p>・東日本大震災避難者生活再建支援事業 13,246千円</p> <p>県営住宅については地方自治法に基づく目的外使用として提供しており、4年目以降の対応については被災者の事情等も伺いながら検討する。</p>
<p>②子どもの健康不安を解消するため、病院にかかりやすくするため、子どもの医療費を無料にすること。</p>	<p>子ども医療費助成については、平成23年4月から全市町村で足並みをそろえ、対象年齢を小学校就学前から中学校卒業までに拡大して実施しており、被災避難者におかれても、この制度を活用いただきたい。</p>
<p>(5)国基準を満たしていない消防士増員のため県が支援すること。</p>	<p>消防体制の整備は普通交付税措置されており財源は充足しているので、各消防局や市町村の責任において消防力の確保に努めるのが基本と考えている。県では、消防学校における消防職員の教育訓練や消防防災ヘリコプターによる航空消防活動で常備消防の支援を行う。</p>
<p>(6)国土強靱化で自民党は200兆円、減災・防災ニュ</p>	<p>橋梁、トンネル、河川堤防や岸壁など県が管理するインフラについては、これまでも定期的に点検</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>一ディールで公明党は100兆円というが、原資は国債・借金である。過去に失敗して日本を借金漬けにした大開発にならないよう注意すべきである。防災・減災というのであれば、山陰新幹線構想実現ではなく、まずは老朽化した橋梁・道路・トンネルの改修と耐震化、通学路整備、信号機設置等を急ぐこと。</p>	<p>を行い、損傷が認められた場合は適宜修繕工事や改修工事を行ってきたところであるが、今後20年間で道路橋の半数以上が老朽化の目安とされる建設後50年を経過するなど、今後も施設の老朽化が加速的に進むと見込まれることから、必要な予算を確保した上で重点的に老朽化対策に取り組む。</p> <p>耐震化については、緊急輸送道路上の全ての橋梁（15m以上）の耐震化を平成26年度までに完了するなど、計画的に実施している。</p> <p>また、小学校の通学路安全対策については、昨年実施した合同点検において対策が必要とされた箇所について、補正予算等も活用しつつ可能などころから着手しており、平成26年度までに全ての箇所（169箇所）について対策を実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】橋梁補修事業 511,000千円 ・【2月補正】橋梁耐震補強事業 200,000千円 ・【2月補正】通学路安全対策事業 331,030千円 ・橋梁補修事業 207,000千円 ・橋梁耐震補強事業 1,025,000千円 ・橋梁調査費 5,000千円 ・トンネル総点検業務委託事業 5,000千円 ・通学路安全対策事業 297,500千円 <p>信号機設置については、要望箇所や交通環境の変化により安全の確保が必要と認められる箇所の道路形状、交通量、交通事故の発生状況、小中学校の有無等、現地の状況を調査し、必要性が高いと認められる箇所の整備に努めている。</p> <p>交通安全施設整備費（信号機等整備事業） 1,218,916千円</p>
<p>(7) 個人住宅の耐震化の支援を強化すること。</p>	<p>「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」において住宅・建築物の耐震改修、建替え等の推進が盛り込まれており、国による平成24年度補正予算及び平成25年度予算の状況を踏まえ、制度の見直しを含め検討する。</p>
<p>(8) 小中学校、保育所、幼稚園、避難所の耐震化支援のため、県の独自支援をすること。</p>	<p>(私立保育所、幼稚園)</p> <p>私立保育所及び私立幼稚園の耐震化のための国補助金や県補助金（上乘せ）の制度周知を図り、各園の耐震化推進を支援していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援拠点等整備事業 400,068千円 ・私立幼稚園施設整備費補助金 22,764千円 <p>(避難所)</p> <p>災害時の避難所となる施設については施設の本来目的により市町村等が整備しており、避難所の耐震化について、市町村や公共施設の管理担当部署に働きかけを行いたい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>小中学校施設の耐震化については、国の学校環境改善交付金事業で助成があり、これまでも国において順次、財政措置の拡充が行われ、平成24年度においては、実質的な地方負担割合は、耐震補強の場合が6.7%~10%となっており、かなりの負担軽減が図られている。</p> <p>県においては、従来から耐震化の促進に向けた予算の確保及び補助事業の充実・改善について国に要望を行っている。</p> <p>現在、国の補正予算に向けた動向を踏まえ、今年度から拡充された地方財政措置の継続を含めた耐震化支援策の充実・改善を改めて要望しており、県として独自に補助制度を設けることは考えていない。</p>
【7】税制・ムダづかいの改善	
(1) DBSクルーズへの直接支援を終了すること。	<p>国際定期フェリー航路が定期的、安定的に運航されたことにより、旅客数、貨物量も順調に推移し、鳥取県と対岸諸国を結ぶ物流・観光のインフラとして着実に定着しつつある。</p> <p>境港を基点とする国内外のフェリー・RORO船網を構築するための基幹航路として必要な航路であり、また競合航路の開設が予定されているなど、今後も厳しい事業環境が続くことから引き続き支援することを検討中である。</p> <p>・環日本海圏航路就航奨励事業 46,800千円</p>
(2) 無駄遣いと批判もあるまんが王国関係予算は継続しないこと。	<p>平成24年8月4日から11月25日までの114日間、県内全域を会場に約140のイベントを展開した「国際まんが博」は、期間中、国内外から約320万人の方々に来訪いただくなど、多くの成果をもたらした。</p> <p>《国際まんが博の成果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「まんが王国とっとり」の認知度が全国的（海外にも）に高まった。 ○各地でまんがを活用した地域振興の取組が芽生えた。 ○県内外の漫画家等とのネットワークが広がり、今後の連携の基礎ができた。 ○まんがを活用した新たな商品開発の動きが盛んになった。 ○施設の魅力をまんがという新たな視点から発信し、ファン層の拡大につながった。 <p>これらの成果を踏まえて、引き続きまんがを活用した地域振興を図るとともに、まんがの持つ強力なソフトパワーを鳥取から積極的かつ継続的に国内外へ発信していくこととし、下記の方角で当初予算要求の検討を行っている。</p> <p>・まんが王国発ソフトパワー事業 306,310千円</p> <p>《25年度取組の方角性》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「まちづくり」や「観光」の推進

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>⇒ 既存拠点の充実や新たな拠点の整備、大規模イベントの定着 まんが施設とラッピング列車に自然や温泉、食など他の観光資源を組み合わせ た県内周遊の仕組みづくり</p> <p>○産業の振興 ⇒アルファビルなどのまんがアニメ関連民間団体等との連携強化 まんがやアニメコンテンツを活用した商品開発等への継続支援</p> <p>○人材の育成 ⇒ まんが教室、マンガコンテストの継続開催 (株) デジタルハリウッドとの連携強化</p> <p>○情報発信の充実 ⇒ 国際マンガサミットへの継続出展 高知県等の連携イベントの実施</p>
<p>・事業内容を県民目線で精査する必要がある。特に青少年の健全育成に支障をきたすような性的特徴を強調したりするようなのは税金投入すべきではない。</p>	<p>県内各地で、市町村、民間団体によるまんがを活用した地域振興の取組が芽生えてきており、今後も、未来に繋がることが期待される取組に対して継続して支援を行うよう、当初予算において検討している。</p> <p>・まんが王国発ソフトパワー事業 306,310千円</p>
<p>(3) 「鳥取県滞納整理機構」は、市町村職員が県職員と一緒にあたることで徴税ノウハウを向上させるという目的であるならば、その目的がほぼ達成された時点で「機構」は閉鎖し、自治体ごとに納税者の実情に寄り添った親切・丁寧な対応を行うこと。</p>	<p>鳥取県地方税滞納整理機構の設置の目的は、市町村職員等の徴税ノウハウの向上は勿論のこと、県と市町村に重複している滞納整理事務の解消などもあり、貴重な自主財源である地方税の確保について効率的に市町村等と共同して取り組んでおり、機構を閉鎖することは考えていない。</p> <p>なお、これまでも機構等の滞納整理では、滞納者と接触する機会を必ず設け、その際には、個別事情を十分に把握するとともに、滞納者の実情に寄り添った徴収緩和制度の適用などを行っており、今後も継続してこのような対応を行っていく。</p>
<p>(4) 配偶者特別控除や年少扶養控除、特定扶養控除を復活させること。</p>	<p>年少扶養控除及び特定扶養控除の廃止は、それぞれ平成22年度税制改正において、子ども手当の創設及び高校授業料無償化に伴って廃止されたものであり、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。</p> <p>＊年少扶養控除：対象（～15歳）、控除額（38万円） ＊特定扶養控除：対象（16～18歳）、控除額（扶養控除額に上乗せする25万円部分）</p> <p>なお、配偶者特別控除は、制度として現存している。</p>
<p>(5) 家族従事者に支払った賃金を「損金」扱いすることを認めていない所得税法56条の廃止を求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。</p>
<p>【8】平和・民主主義・人権</p>	
<p>(1) 引き続きオスプレイ・米軍機の低空飛行訓練の中止</p>	<p>オスプレイ・米軍機の低空飛行訓練に関しては、知事が11月26日に防衛省、1月8日に外務省</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
を求めること。自衛隊のオスプレイ配備に反対すること。	を訪問し、11月21日開催の中国地方知事会議で採択された共同アピール「米軍機の飛行訓練への対策」を手交し、オスプレイの安全対策等に関する丁寧な説明等を行うよう求めた。 今後も引き続き、低空飛行訓練の目撃情報が報告される都度、外務省を通じて低空飛行訓練の中止等を要請することを求めている。 自衛隊のオスプレイ配備については、国の平成25年度の予算の概算要求で導入検討のための調査費が盛り込まれた段階であり、今後、国の予算編成の過程において議論されるべきことである。
(2) 憲法9条改定に反対し、憲法改定による国防軍構想や解釈改憲による集団的自衛権行使に反対すること。	憲法は我が国の最高法規であり、国家、国民に関する規定が盛り込まれていることから、この改正論議は国民にとって重要な問題である。また、我が国の集団的自衛権を始めとする憲法9条に関する問題については、国民の中にも様々な議論があるところであり、それらを踏まえながら国において十分な議論を行っていただきたい。
(3) 「核兵器の完全廃絶にむけた行動計画」で合意した2010年核不拡散条約再検討会議に続き、2011年国連総会「核兵器禁止条約の交渉開始決議」、2015年NPT再検討会議での条約締結にむけての動きを加速する必要がある。被爆国日本であり、全自治体非核宣言の鳥取県として、「核兵器廃絶」にむけてとりくみ、平和関連活動支援事業は継続すること。	本県では、非核平和への意識の啓発を図るため、県内5カ所(国道沿いの県境付近)に「核兵器廃絶平和宣言県」の標柱を設置しているほか、毎年8月には、県庁の電光掲示板や各総合事務所への懸垂幕の掲出による啓発を行っており、今後も「核兵器廃絶」に向け継続して啓発に取り組んでいく。平和関連活動支援事業については、当初の予定通り3か年に亘りシンポジウム開催による県民に対する平和への意識啓発を行ったこと、また、平和関連活動を行う人材の育成もでき、今後これらの人材による活動の展開が期待できることから当該事業は終了する。
(4) 北朝鮮による拉致問題解決をめざし、日朝国交正常化のため、日朝平壤宣言にもとづく日朝交渉再開を求めること。	北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害である。本県出身の松本京子さんをはじめとするすべての政府認定拉致被害者及び特定失踪者の一刻も早い帰国を実現し、拉致問題を完全解決することを国に対して様々な機を捉え要望している。
(5) 東南アジアで広がる平和友好関係を、北東アジア平和地域共同体をめざすため、軍事的緊張関係を高める行為を戒めること。日米中の関係は軍拡から軍縮を求めること。領土問題は、歴史的事実と国際法に基づく外交的解決につとめるよう求めること。	外交・防衛・領土に関する事項は国の専権事項で、国において十分に議論され、また関係国間で協議し平和的に解決を図っていただくべきことであり、これらに係る要望等を行うことは考えていない。
(6) 安倍総理が見直しを求めている、従軍慰安婦問題を政府として謝罪した「河野談話」、日本の侵略と植民地支配を反省した「村山談話」の継承を求めること。	近隣諸国との歴史認識をめぐる問題は、我が国の外交に直結する問題である。外交は国の専権事項であることから、国において適切に検討・処理されるべきものであり、国に対して特段の要望等を行うことは考えていない。
(7) 同和対策・教育は一般施策に完全移行させること。団体の自立を阻害する解放同盟への補助金支給はやめること。	同和行政については、特別措置法失効後も、差別があるかぎり必要な施策につき、一般施策を活用して適切に対応することとしている。 また、同和問題解決に向けた啓発の取組を支援するため、運動団体が行う啓発活動、研修事業に対する補助金は必要と考えている。
【9】 地方自治・政治腐敗防止	
(1) 地方交付税の増額を求め、全額消費税化に反対する	地方交付税の増額確保について、1月8日に新政権に対して要望を行った。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
こと。	
(2) 県職員幹部の県の外郭団体への天下りをやめさせるルールをつくること。	本県では、いわゆる天下り（幹部職員等の再就職のあっせんなど）は行っていない。
(3) 道州制反対の態度を明確にすること。国の出先機関原則廃止に反対し、住民自治から遠い関西広域連合の廃止し、中国広域連合設立はやめること。	<p>道州制の議論は、国と地方のあり方、統治機構のあり方そのものであり、単なる数合わせの都道府県合併とならないよう、国民を巻き込んだ議論が行われることが必要である。今後も国の動きを注視し、必要に応じて国に対して意見を述べていきたい。</p> <p>国の出先機関の事務・権限の移譲については、地域でできることは地域で行うという地方分権の原則の下、今後新政権でも議論が進められることに期待している。</p> <p>住民ニーズの多様化、生活や経済活動の広域化・グローバル化に対応すべく、共通する地域課題に対応した広域サービスを提供するため広域連合を設立することには意義がある。</p> <p>関西広域連合では、ドクターヘリの共同運航、山陰海岸ジオパークを含む観光の海外プロモーションなど、県域を越えたサービスの提供、事務の共同化により、単独で行うより大きな効果を上げているところである。また、中国地方における広域連合の設立についても、各県の事務のうち広域による実施が効果的・効率的な事務を持ち寄って設立することについて、今後検討を進めていきたい。</p>
(4) 統轄監制度によるトップダウンをやめること	政策戦略会議における政策立案や、未来づくり推進本部における課題解決型プロジェクトチームの機動的な編成・運営など、統轄監による部局横断的なマネジメントスタイルは効果を発揮しており、今後とも継続し、機能強化を図っていく。
(5) 住民参画基本条例は、住民投票の対象に永住外国人及び「18歳以上」を認めること。	全市町村に共通的に協力を仰ぐため、現行の公職選挙法の有権者と同じとすることが適切と考えている。ただし、県議会における議論を踏まえながら、柔軟に検討対応していく。
(6) 住民に近いとことで県が仕事をする総合事務所は、従来通りの体制を継続すること。	<p>厳しい財政状況を踏まえながら、住民にとってより一層効果的、効率的な行政組織とするため、総合事務所体制を見直す予定である。</p> <p>なお、県土整備、農林、福祉保健、生活環境など現場機能が必要な体制は存置することとしている。</p>
(7) 数値目標をかかげての県職員削減はやめ、現場に応じた職員配置を行うこと。非常勤職員の正規職員化や待遇改善をはかること。	<p>より一層効果的、効率的な体制としていくため、引き続き目標を掲げながら、各所属の業務内容を精査し、適切な職員の配置を行っていくことが必要と考える。</p> <p>非常勤職員を正規職員として任用することは制度上困難である。</p> <p>また、非常勤職員の処遇については、平成25年度から休暇制度を拡充するなど改善を進めている。</p>